

川崎市立看護大学
令和 6（2024）年度
自己点検・評価報告書

令和 7（2025）年 8 月

川崎市立看護大学

大学概況

- | | |
|----------|---|
| 1. 大学設置年 | 2022（令和 4）年 |
| 2. 所在地 | 神奈川県川崎市幸区小倉 4 丁目 30 番 1 号 |
| 3. 理念・目的 | 川崎市立看護大学は、看護に関する高度の知識及び技術について教授研究し、豊かな教養と人格及び高い倫理観を備え、実践的な能力を培い、地域社会の保健、医療及び福祉の向上に寄与し得る有能な人材を育成するとともに、これらの成果を地域社会に還元することを目的とする。 |
| 4. 学部等 | 看護学部看護学科 |
| 5. 収容定員 | 400（1 学年 100 人）人（学士課程） |

目 次

第1章 学事と組織

第1節 教育理念・教育目標	1
第2節 大学組織	3
第3節 学生の状況	17

第2章 内部質保証

第1節 方針及び手続	20
第2節 内部質保証の体制	20
第3節 内部質保証に向けた活動	20

第3章 年間の活動状況

第1節 学事日程及び年間の行事	23
第2節 教育活動	24

第4章 教員の研修・研究活動

第1節 FD・SD活動	33
第2節 研究活動	34

第5章 社会連携・社会貢献

第1節 大学としての活動・取組	35
-----------------	----

第6章 学内委員会等の活動

第1節 教務委員会	36
第2節 学生委員会	38
第3節 実習調整委員会	41
第4節 広報・入学試験委員会	43
第5節 国試・就職支援委員会	46
第6節 図書・メディア委員会	48
第7節 地域連携推進委員会	50
第8節 FD・SD連携推進委員会	51
第9節 研究活動推進委員会	52
第10節 研究倫理委員会	54
第11節 コンプライアンス委員会	54

第12節	自己点検・評価委員会	5 5
第13節	ハラスメント防止委員会	5 6
第14節	個人情報保護管理委員会	5 7
第15節	人事評価委員会	5 8
第16節	衛生委員会	5 9
第17節	カリキュラム委員会	5 9

第7章 学生生活及び学生への支援

第1節	学生支援活動	6 1
第2節	キャリア形成支援	6 5
第3節	修学資金等	6 7
第4節	学生自治活動	7 1
第5節	関係団体の活動	7 2
第6節	学生生活アンケート	7 3

第8章 施設の管理運営

第1節	施設の状況	7 5
第2節	財政の概況	8 0

第9章 総括

8 2

第1章 学事と組織

第1節 教育理念・教育目標

第1項 教育理念

人口の高齢化及び医療の高度化・医療ニーズの多様化する中、社会は医療、看護、介護、福祉、生活支援等を含めた、地域における包括的なケアを提供できる高度な能力を持った看護職を求めている。そのような社会情勢にあつて、川崎市は出生数や生産年齢人口が多い若い都市であるが、近い将来の高齢者増加に備え、全ての地域住民を対象とした地域包括ケアシステムの構築を目指す。

本学は、地域住民との協力体制を構築し、社会資源を活用した教育を行うことにより、社会で生活する人々に対する理解を深め、豊かな人間性と幅広い視野を持ち、科学的根拠と倫理観に基づいて思考し、問題に対応するための看護実践力を通し、地域社会における健康と福祉の向上に貢献できる人材を育成する。

第2項 教育目標

- 1) 多様な価値観を受け入れ、人に寄り添える幅広い教養と豊かな人間性を持った看護職者の育成
- 2) 生命をいつくしみ、高い倫理性をもってケアできる看護職者の育成
- 3) 先見性、柔軟性、創造性を持ち、他者や多職種と協働できる看護職者の育成
- 4) 科学的根拠と論理的思考に基づいて実践できる力を有した看護職者の育成
- 5) 地域社会に貢献したいという意欲と能力を持ち、地域包括ケアシステムに資する看護職者の育成

第3項 ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

川崎市立看護大学においては、以下のような資質・能力を身に付け、かつ所定の単位を修得した学生に、学士（看護学）を授与することとする。

- 1) 社会構造の変化を見据え、様々な年代、多様な人々の生活の維持・向上につながる支援を考究し実践できる社会人基礎力
- 2) 高い倫理性と科学的根拠に基づいた判断力を持ち、効率的・効果的に看護を実践できる力
- 3) 先見性、柔軟性、創造性を持ち、他者や多職種と協働して実践できる能力
- 4) 医療の高度化、生活様式や社会の多様化に対応し、看護の改善・発展に取り組むことができる専門職としての基礎力
- 5) 地域包括ケアシステムに資する意欲・知識・技術

第4項 カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施方針）

ディプロマ・ポリシーを具現化するため、カリキュラム・ポリシーは授業科目を、「Ⅰ．人間理解の基礎」、「Ⅱ．専門基礎」及び「Ⅲ．専門」の3区分とする。

Ⅰ【人間理解の基礎】は、「科学的思考の基盤」「環境と社会」「人間の理解」「語学」の4区分の科目を配置し、看護職としての専門的能力の基盤となる社会人基礎力を養う。

Ⅱ【専門基礎】は、「人体の構造と機能」「疾病の成り立ちと回復の促進」「健康支援と社会保障制度」「健康現象の疫学と統計」の4区分の科目を配置し、倫理的及び科学的に看護を実践するための基礎となる力を養う。

Ⅲ【専門】は、「基礎看護学技術」「地域・在宅看護論」「成人看護学」「老年看護学」「小児看護学」「母性看護学」「精神看護学」「看護の統合と実践」「公衆衛生看護学」「臨地実習」の各専門領域の科目を配置し、看護専門職としての基礎力や実践力、他者や多職種と協働する力を養う。

これら、【人間理解の基礎】【専門基礎】【専門】の3区分を総合的に学ぶことにより、地域包括ケアシステムに資する意欲、知識、技術を養う。

- 1) カリキュラムの構成は、基礎的な内容から、専門的・発展的な内容へと段階的に学修ができるよう、内容の順次性を考慮して配置する。
- 2) 看護専門職としての基礎力を育成するために、講義・演習・実習を有機的に機能させる。
- 3) 先見性、柔軟性、創造性を養うために、ICT、シミュレーション教育、e-learning、領域横断的なセミナー等を活用するとともに、アクティブ・ラーニングを基本とした多様な教育方法を取り入れる。
- 4) 論理的思考力や数理処理の基礎力を育成するために、川崎市の保健・医療・福祉・生活に関する統計情報等を活用する。
- 5) 人々の生活、社会と健康との関係、多職種連携等地域包括ケアシステムに資する能力を育成するために、実習場所、講義へのゲストスピーカー、模擬患者等、川崎市の社会資源を活用する等、系統的に地域包括ケアシステムを学ぶ科目を設定する。
- 6) 学生が各科目の到達目標を理解しやすいシラバスとし、学修成果を確認できる学修ポートフォリオの活用によって、意欲、知識、技術等を総合的に評価する。

第5項 アドミッション・ポリシー

- 1) 大学で看護を学修するための基礎的学力が身についている人（基礎学力）
- 2) 人々の生活、環境に興味関心をもち、命の尊厳と人の権利を重んじることができる人（倫理性・人の生活への関心）
- 3) 自らの可能性を信じ、課題に対して主体的に取り組む努力ができる人（自律と努力）
- 4) 多様な考え方を尊重するとともに、自らの考えを表現し、他者との関係性を築いていける人（コミュニケーションと協調）
- 5) 保健医療福祉に広く関心を持ち、自らの活動を通して地域社会に貢献したいという意欲がある人（地域愛と活動力）

第2節 大学組織

第1項 組織（運営）

本学の管理運営体制については、設置主体は市であり、市長の指揮監督の下に置かれ、予算については毎年市議会の承認を得るとともに、執行状況について監査委員の監査を受けている。こうした体系の中で、学内体制は次の運営組織図の通りである（「図 1-2-1」に示す）。

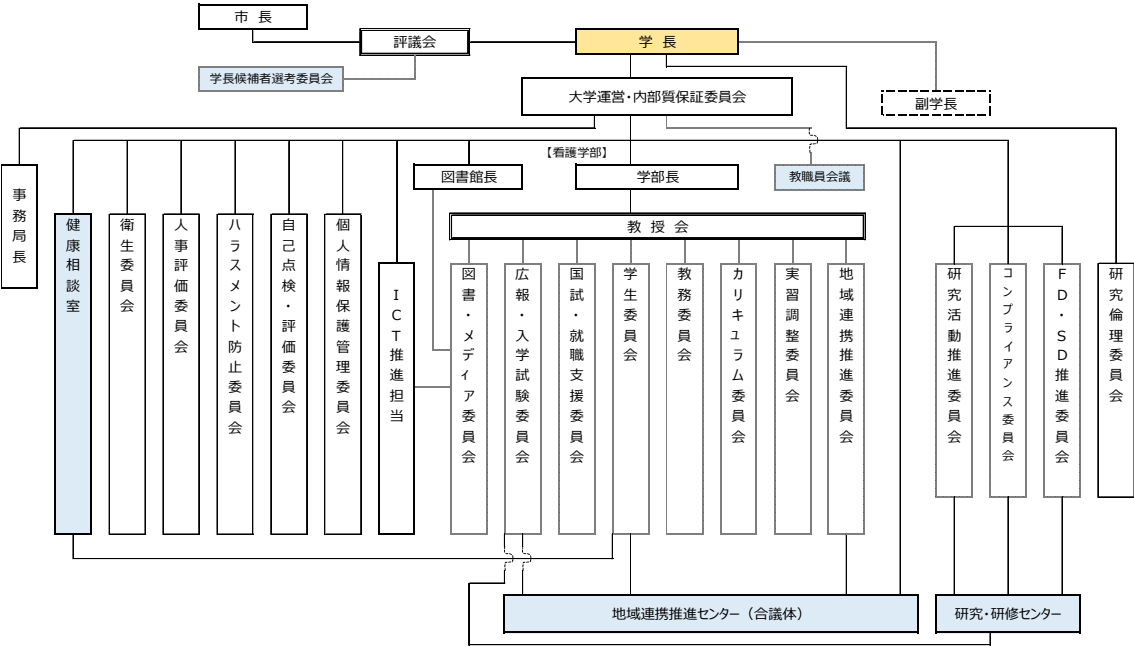


図 1-2-1 運営組織図

第2項 組織（教育）

本学の教育目標に基づき、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを定め、カリキュラム・ポリシーに記載されている講義・演習・実習を担当し、教育成果を出せる教員を配置した。教員編成に際しては、専門領域の研究業績や学位の取得状況、教育経験、実務経験を考慮し、教授 13 名（学長含む）、准教授 7 名、講師 12 名、助教 5 名、合計 37 名を配置した。カリキュラム・ポリシーを踏まえ、看護専門分野となる 4 分野 12 領域と看護専門分野外の 1 分野 4 領域に専任教員を配置した。現時点の看護専門分野については、「表 1-2-1」に示す。

- 1) 機能看護学分野：基礎看護学領域、看護管理学領域
教授 2 名、准教授 1 名、講師 4 名、助教 1 名
- 2) 地域・生活支援看護学分野：公衆衛生看護学領域、精神看護学領域、地域・在宅看護学領域
教授 4 名、准教授 2 名、講師 2 名、助教 1 名
- 3) ライフステージ看護学分野：成人看護学領域、老年看護学領域、小児看護学領域、母性看護学領域
教授 5 名、准教授 3 名、講師 6 名、助教 3 名
- 4) 看護学の基盤・発展分野：医学（精神科学）、医学（基礎・臨床、社会科学）、情報科学・統計学
教授 2 名、准教授 1 名

表 1-2-1 教員編成

分野	領域	教授	准教授	講師	助教	助手
機能看護学	基礎看護学	掛田	豊増	岩屋、青木、 松田（真）、 田中（悠）		西坂
	感染看護学	岡田				
地域・生活支援看護学	公衆衛生看護学	荒木田、洲崎		遠藤	原田	
	精神看護学	廣川	嵐	加藤		
	地域・在宅看護学	難波	木全		窪島	
ライフステージ看護学	成人看護学	糸井	松田（有）、牛尾	平井、岩瀬		
	老年看護学	佐藤、淵田	東森		杉原	
	小児看護学	田中（千）		木村、笠井	村田	
	母性看護学	山崎		五味、永田	櫻井	
看護の基盤・発展	医学	坂元、齋藤				
	情報科学・統計学		高柳			

第3項 事務局

本学の事務組織である事務局は、企画調整担当、総務学生課で構成されている。事務局長以下職員16名及び会計年度任用職員8名が配置されている。

図書館には、図書・メディア委員長が兼務する図書館長と、司書4名（3名が会計年度任用職員）が配置されている（「表1-2-2」に示す）。

表1-2-2 事務局構成

事務局		部長級（事務局長）	丹野
企画調整担当		課長級（担当課長）	関
		係長級（課長補佐・担当係長）	2名
		職員級（主任・職員）	1名
総務学生課	総務	課長級（課長）	五十嵐
		係長級（課長補佐・担当係長）	2名
	学生支援	職員級（主任・職員）	3名
		係長級（課長補佐・担当係長）	1名
		職員級（主任・職員）	3名
		図書館	係長級（課長補佐・担当係長）
			1名

第4項 評議会

本学の管理運営に関する重要事項を審議する会議として「評議会」が設置されている。その構成員は、大学側として学長以下3名、大学運営のチェック機能として本市から幹部職員を4名配置し、教育公務員特例法に基づく教員の人事に関する事項を行うほか、大学の運営に係る重要な予算等に関する重要事項の審議を行う（「表1-2-3」に示す）。評議会における所掌事項は次のとおりである。

1. 所掌事項

- ・学長、教員の人事・選考等に関する事項
- ・学則その他教育研究に係る重要な規程の制定及び改廃に関する事項の審議
- ・学部、学科その他の重要な組織の設置に関する事項の審議
- ・大学の運営に係る重要な予算の作成及び決算に関する事項の審議
- ・その他大学の管理運営に関する重要な事項

表1-2-3 評議会構成員

職	氏名
川崎市立看護大学長	坂元 昇
川崎市立看護大学副学長	荒木田 美香子
川崎市立看護大学事務局長	丹野 睦
川崎市総務企画局都市政策部長	田中 一平
川崎市総務企画局行政改革マネジメント推進室長	鹿島 智
川崎市財政局財政部長	小関 武史
川崎市健康福祉局保健医療政策部担当部長	砂川 康弘

2. 活動

1) 会議の開催及び主な議題

開催日：2/17、3/22～27（持回り議決）

議題については、以下「表 1-2-4」に示す。

表 1-2-4 評議会の主な議題

所掌事項	議題
学長、教員の人事・選考等に関する事項	研究科長の任用について
	副学長の設置及び任用について
	川崎市立看護大学教員の退職について（報告）
	川崎市立看護大学長の人事評価者について（報告）
	川崎市立看護大学長の人事評価について
学則その他教育研究に係る重要な規程の制定及び改廃に関する事項の審議	川崎市立看護大学学則改正（評議会構成員の見直し等）について
	研究科長の設置に係る規程の制定及び改正等について
	任期規程（学長、副学長、学部長、図書館長、研究科長）の改正について

第5項 大学運営・内部質保証委員会

本学における教育研究、管理運営等に関する重要事項を審議し、看護大学の教育理念を実践し、教育研究水準の改善及び向上を図ることを目的に設置された（「表 1-2-5」に示す）。大学運営・内部質保証委員会における所掌事項は次のとおりとする。

1. 所掌事項

- ・看護大学の管理運営や全学的な課題等の調整に関する事項
- ・看護大学の内部質保証に係る基本方針に関する事項
- ・看護大学の内部質保証に係る方策の策定に関する事項
- ・看護大学の自己点検・評価結果に対する対策の実行及び改善に関する事項
- ・その他看護大学の管理運営及び内部質保証に関する事項

表 1-2-5 大学運営・内部質保証委員会構成員

区分	氏名	区分	氏名
学長	坂元 昇	事務局長	丹野 睦
学部長	荒木田 美香子	事務局担当部長	岡田 忍
図書館長	廣川 聖子	事務局課長	五十嵐 博宣
地域連携推進センター長	渕田 英津子(～9/30) 掛田 崇寛(10/1～)	事務局担当課長	関 広文
研究・研修センター長	廣川 聖子	事務局担当係長	6名
I C T推進担当	高柳 良太		
教 授	山崎 由美子		
	佐藤 文		
	洲崎 好香		
	難波 貴代		
	田中 千代		
	糸井 裕子		
	齋藤 寿昭		

2. 活動

1) 会議の開催及び主な議題

開催日：4/24、5/22、6/26、7/24、9/25、10/7(持回り)、11/27、12/25、1/22、3/26
議題については、以下「表 1-2-6」に示す。

表 1-2-6 大学運営・内部質保証委員会の主な議題

所掌事項	議題
看護大学の管理運営や全学的な課題等の調整に関する事項	学内委員会等における所掌事務等に関する課題・意見等一覧 川崎市立看護大学運営組織の一部変更 川崎市立看護大学大学院の開学に伴う教職員の勤務時間等 防災委員会の設置 令和7年度川崎市立看護大学運営組織(案) 大学院設置準備会の設置 R6.10.1組織見直しに伴う関係規程の改正 2つのセンターの配下に位置付ける委員会の追加及び明確化に伴う関係規程の改正 委員会へのオンライン参加及び委員の任期の見直しに伴う関係規程の改正 川崎市立看護大学教員テレワーク実施要領の制定
看護大学の内部質保証に係る基本方針に関する事項	大学運営・内部質保証に係る体制(大学運営・内部質保証委員会、自己点検・評価委員会等)
看護大学の自己点検・評価結果に対する対策の実行及び改善に関する事項	自己点検・評価報告書(自己点検・評価委員会)
その他看護大学の管理運営及び内部質保証に関する事項	川崎市立看護大学大学院入学試験ワーキングの設置 令和7年度大学院入学者選抜試験日程 大学院開学セレモニー 大学院の学生便覧 大学院の時間割作成の方針 大学院第2期入試の実施要項・面接実施要項 大学院学位論文審査WG

2) 活動内容

- (1) 看護大学の管理運営に係る各委員会等運営組織及び所掌の見直し及び規程の改正等
- (2) 看護大学の内部質保証に係る自己点検・評価の実行
- (3) その他看護大学の管理運営に係る大学院開学に向けた各種検討

3. 今後の課題

学内の運営組織や委員会については、開学して3年を経過したことから課題等について、今後も引き続き、委員間で検討し、改善を図ることが望まれる。

また、令和7年度の大学院開学後も、委員会内において情報を共有するとともに、引き続き課題等を検討することが望まれる。

第6項 教授会

1. 所掌事項

- ・学則その他重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- ・学科及び教育研究組織の制定又は改廃に関する事項
- ・教員の人事に関する事項
- ・教育研究予算に関する事項
- ・教育課程の編成及びその履修に関する事項

- ・学生の入学、退学、休学及び卒業に関する事項
- ・学生の厚生補導及びその身分に関する事項
- ・地域との連携に関する事項
- ・その他看護学部の重要事項

2. 活動

1) 開催日：4/24、5/22、6/26、7/24、8/1-5(臨時持回り)、8/21-28(臨時持回り)、9/11(臨時)、9/25、10/23、11/6(臨時)、11/27、12/25、1/22、2/26、3/3(臨時)、3/14(臨時)、3/26

2) 主な審議事項

教授会の主な審議事項については、以下「表 1-2-7」に示す。

表 1-2-7 教授会審議事項

所掌事項	審議事項
学則その他重要な規程の制定又は改廃に関する事項	学生除籍規程の制定 学生関連規程（懲戒・表彰） 「川崎市立看護大学名誉学長の称号授与に関する規程(案)」 研究活動に係る不正行為及び公的研究費の不正使用の防止に関する規程の改定 無料職業紹介業務運営規程等の制定 研究費交付要綱の一部改正 情報セキュリティ対策基本規程案 川崎市立看護大学 Microsoft 365 クラウドシステム利用ガイドライン 委員会所掌事務の見直しに伴う関係規程の整備
教員の人事に関する事項	看護実習指導教員(会計年度任用職員)の任用 大学・大学院に係る教員の任用予定者 臨床教授・客員教授等の付与 教員の退職 非常勤講師の退職・任用 教員の人事評価
教育課程の編成及びその履修に関する事項	既修得科目の認定申請 定期試験日程 保健師選抜委員会活動計画 臨地実習中の健康管理 不正出席の疑いのある学生 再試験・追試験の最終評価点 改編カリキュラム施行時期 オリエンテーション日程案 成績判定（前期・後期） 成績評価に関する異議申し立て調査結果 次年度時間割 シラバス依頼 実習の再履修（教務・実習調整） 看護研究Ⅰ・Ⅱ（看護研究（科目）） 入学前学習会の実施結果及び次年度以降の入学前教育
学生の入学、退学、休学	聴講生・科目等履修生（募集・入学）

(続く)

(続き)

及び卒業に関する事項	休学願の提出 入学試験の変更にに向けた大学 IR の報告 入学試験募集要項（一般、学校推薦型選抜・社会人選抜） 入試合格者判定（一般、学校推薦型選抜・社会人選抜） 高等学校卒業程度認定試験「合格成績証明書」による評価
学生の厚生補導及びその身分に関する事項	奨学金に関する事項 学生意見箱に提出された意見への回答 合理的配慮支援提供 4年生の就職支援 学生懲戒委員会の報告 国家試験対策年間スケジュール 「学校感染症」に関する証明書（案）および運用
地域との連携に関する事項	川崎市立看護大学地域と学生の交流会 コミュニティスペースかわかん
その他看護学部的重要事項	オープンキャンパス実施 学生端末の変更 電子教科書の提供形態の変更 大学ホームページ取材記事の掲載 絵画の寄附に係る対応 委員会等体制の一部変更

第7項 各種委員会

各種委員会の委員長をはじめとする構成員は、次の通りである（「表 1-2-8」に示す）。

表 1-2-8 委員会構成員一覧

委員会等名称	委員長等	委員等
大学運営・内部質保証委員会	坂元	荒木田、齋藤、岡田、掛田、難波、洲崎、糸井、佐藤、渕田、田中（千）、山崎、廣川、高柳、丹野、五十嵐、関（広）、担当係長 6 名、他事務局 1 名
教授会	坂元	荒木田、齋藤、岡田、掛田、難波、洲崎、糸井、佐藤、渕田、田中（千）、山崎、廣川、高柳、丹野、五十嵐、関（広）、担当係長 6 名、他事務局 2 名
教務委員会	糸井	荒木田、豊増、牛尾、高柳、五味、五十嵐、担当係長 1 名、他事務局 2 名、岡田*
学生委員会	佐藤	荒木田、平井、青木、村田、五十嵐、担当係長 1 名、他事務局 2 名
実習調整委員会	山崎	佐藤(10/1～)、東森(～9/30)、松田（有）、遠藤、笠井、加藤、青木、窪島、五十嵐、担当係長 1 名、他事務局 4 名
広報・入学試験委員会（入試部会）	難波	糸井、廣川、豊増、五十嵐、関（広）、担当係長 2 名、事務局 2 名、荒木田*
広報・入学試験委員会（広報部会）	田中（千）	木全、東森(～9/30)、岩屋、田中（悠）、岩瀬、杉原(10/1～)、五十嵐、関（広）、担当係長 2 名、事務局 3 名、荒木田*
国試・就職支援委員会	洲崎(～9/30) 荒木田(10/1～)	嵐、平井、笠井、松田（真）、五十嵐、担当係長 1 名、他事務局 1 名
図書・メディア委員会	廣川	高柳、岩屋、木村、五十嵐、担当係長 3 名、他事務局 2 名、岡田*

(続く)

(続き)

地域連携推進委員会	湊田(～9/30) 掛田(10/1～)	岡田、山崎、木全、笠井、永田、原田、関(広)、担当係長1名、他事務局2名
FD・SD推進委員会	糸井	木全、加藤、西坂、関(広)、担当係長1名、他事務局1名
研究活動推進委員会	廣川	掛田、嵐、遠藤、関(広)、担当係長1名、他事務局1名
研究倫理委員会	掛田	岡田、難波、洲崎、湊田、嵐、高柳、関(広)、担当係長1名、他事務局1名
コンプライアンス委員会	山崎	難波、外部委員1名、関(広)、担当係長1名、他事務局1名、荒木田*
自己点検・評価委員会	田中(千)	佐藤、松田(有)、高柳、五十嵐、他事務局2名
ハラスメント防止委員会	廣川	牛尾(10/1～)、東森(～9/30)、加藤、櫻井、五十嵐、担当係長1名、他事務局1名
カリキュラム委員会	糸井	荒木田、掛田、難波、洲崎、佐藤、湊田、田中(千)、山崎、廣川、牛尾、五十嵐、担当係長1名、他事務局2名、荒木田*、高柳*
個人情報保護管理委員会	坂元	荒木田、掛田、難波、洲崎、糸井、佐藤、湊田、田中(千)、山崎、廣川、高柳、五十嵐、担当係長2名、他事務局1名
人事評価委員会	坂元	荒木田、齋藤、岡田、掛田、難波、洲崎、糸井、佐藤、湊田、田中(千)、山崎、廣川、丹野、五十嵐、関(広)、担当係長1名
衛生委員会	洲崎(～9/30) 荒木田(10/1～)	高柳、木村、丹野、担当係長2名、他事務局2名
教職員会議	坂元	全教職員
1年担任	松田(有)	嵐(10/1～)、東森(～9/30)、永田、松田(真)、青木、村田、櫻井
2年担任	田中(千)	豊増、平井、五味、永田、窪島、杉原
3年担任	掛田	牛尾、遠藤、岩屋、田中(悠)、岩瀬、原田

*はオブザーバー

第8項 研究・研修センター

1. 所掌事項

- ・研究活動の推進に関すること
- ・個人研究費及び公的研究費の不正防止対策に関すること
- ・教職員の研究計画の立案及び実施に関すること
- ・本学の IR に関すること
- ・研究活動に関わる広報及び情報発信に関すること
- ・その他研究活動及び教職員の研修に関すること

当センターは、本学における適正な研究活動の推進、教員及び職員の質向上に寄与する研修計画の企画立案及び実施の機能を担うことを目的として設置された（川崎市立看護大学研究・研修センター規程 第1条）。

本学学内委員会のうち、研究活動推進委員会、コンプライアンス委員会、FD・SD推進委員会は当センターに紐づく組織であり、当センターの所掌業務はこれら各委員会において審議・運営される。

2. 活動と成果

1) 会議の開催

開催日：4/10、5/8、7/3、9/4、11/13、1/8、3/26

センター長及び関係各委員会委員長（研究活動推進委員会は副委員長）、学部長により構成されるセンター運営会議を、隔月（4月及び奇数月）で計7回開催した。なお、委員会等体制の一部変更に伴い、2024年9月より広報入試委員会広報部会も当センターに紐づく委員会となり、当該委員長が運営会議組織員として加わった。

2) 主な議題

当センターの所掌に掲げている事項について、今年度は下記議題を関連各委員会において審議・運営した。

- ・本学の研究活動推進に関する事項（研究活動推進委員会）
- ・個人研究費及び公的研究費の不正防止に関する事項（コンプライアンス委員会）
- ・教職員の研究計画の立案及び実施に関する事項（研究活動推進委員会）
- ・本学の教学 IR に関する事項（FD・SD推進委員会）
- ・その他研究活動及び教職員の研修に関する事項（研究活動推進委員会、FD・SD推進委員会）
- ・ナノ医療イノベーションセンターを代表機関とした科学技術振興機構 共創の場形成支援プログラム（以下、CHANGE）の実施に関する事項

3) 成果

- ・隔月でセンター運営会議を定例開催し、前述の議題について運営内容や課題等について協議し、各委員会等において審議・運営を行った。
- ・CHANGEの参画機関としての本学対応部門業務を遂行した。
- ・川崎市看護協会や他部局等からの業務依頼や連携構築に関する業務や調整を担った。

3. 今後の課題

- ・当センターの業務運営に関し、大学の業務としての位置づけであることを関係各委員会に所属する教員以外にも理解を求め、活動を充実させていく。
- ・本学教員の研究活動推進のため、研究環境の改善に向け常時意見を集約できるような窓口を設置する。

第9項 地域連携推進センター

1. 所掌事項

- ・地域との連携の仕組みに関すること
- ・地域と連携した取組に関わる企画の方針に関すること
- ・模擬患者に関すること
- ・公開講座等に関すること
- ・コミュニティスペースかわかんに関すること
- ・地域連携推進委員会との協働事業に関すること
- ・学生の地域貢献活動に関すること
- ・関係機関、自治会及び商店街、並びにその他地域で活動する団体・個人との連絡・調整に関すること
- ・その他地域連携に関すること

2. 活動と成果

- ・地域及び関連機関と連携した取組を企画し、地域連携推進委員会の協力を得て実施した。
- ・地域行事への参加や、企画開催による多世代交流の機会の創出や健康意識の醸成、講座開催による地域への本学の知見の還元などにより、社会貢献・地域貢献を推進した。
- ・学生自治会地域貢献委員会の学生が活動を通じて多様な世代と交流し、様々な価値観を学ぶことができ、本学が目指す地域包括ケアシステムに資する看護師の養成に貢献した。

3. 今後の課題

- ・令和6年10月1日から、地域連携推進委員会に加えて、学生委員会、広報・入学試験委員会を地域連携推進センターに係る委員会と位置付けたため、3委員会で情報共有を図りながら地域連携の取組を推進していく。
- ・地域協定に基づき、地域団体（町内会・商店街）との間で意見交換を行いながら、持続可能な連携のあり方を検討していく必要がある。
- ・学生自治会地域貢献委員会と本委員会の活動の主体を明確にした運営を行っていく。学生主体の行事については実施状況を把握しながら、学生自治が機能するように支援していく。なお、青朋祭に関しては、学生主体の行事であることから、次年度からは学生委員会へ所掌を移管する。

第 10 項 ICT 推進担当

1. 所掌事項

- ・ ICT 教育の推進及び支援
- ・ 情報セキュリティ対策
- ・ ICT 機器及びソフトウェアの保守、管理運用
- ・ オンライン授業、遠隔会議システムの運用・支援
- ・ LMS（Microsoft Teams）、学務システム（AAA）の設定及びユーザー管理
- ・ 新規システム導入時の計画および仕様策定
- ・ 式典等における音響、システム管理

2. 活動と成果

1) 会議への出席

教授会、および図書・メディア委員会定例会議に参加した。

2) 主な取組

- ・ 新入生へのタブレット調達、設定、配布
- ・ 学内 ICT 機器の保守、調達
- ・ 学内ネットワークシステムの運用
- ・ 大学院開学に伴うシステム環境の整備
- ・ Teams の閉域網接続検討
- ・ 電子出願システム導入支援
- ・ システムポリシーの作成
- ・ 今後の情報処理学習室のあり方に関する検討

3) 成果

- ・ 新入生用端末対応は、令和 6 年度入学生には、前年同様に設定済みタブレットを入学時に配布した。令和 7 年度より BYOD（Bring Your Own Device）へ移行予定のため、ネットワーク設定説明のみに変更する予定である。
- ・ ICT 機器の保守・更新について、総合管理システム、教員用 PC、情報処理学習室の PC 等の更新を行い、授業用・講義室設備のトラブルシューティングも実施した。
- ・ ネットワーク環境の改善については、回線を SINET6 に変更し、Wi-Fi アクセスポイントの増強も実施。JANPU-CBT 試行においても問題なく通信できるなど、大幅な環境改善がみられた。
- ・ Teams の閉域網接続検討については、SINET 経由での VPN 接続導入を検討した。Microsoft 社との設定調整が必要なため、次年度の予算化とあわせて準備を進めている。

- ・大学院対応については、大学－大学院キャンパス間での VPN 構築、サイネージ・Wi-Fi 設計、会議システム導入を実施。導入計画は市のデジタル化政策推進室より承認済となっている。
- ・電子出願システム導入支援は、業者選定が難航しており導入は保留となっている。
- ・システムポリシー整備は、事務局と連携し新たにシステムポリシーを文書化した。また、監査指摘事項への対応を行った。
- ・情報処理学習室の再検討については、自習室化を決定し、PC 台数削減、将来的な撤去も視野に検討中である。
- ・業務委託の推進については、業務負担軽減を目的に、サポート業務の一部を業者委託。仕様策定と予算化を実施した。

3. 今後の課題

- ・BYOD への移行対応：学生私物端末への対応資料の整備と、業者によるサポート体制の構築。
- ・教員用 iPad のリース打ち切り検討：予算の他施策への転用も視野に。
- ・学内ネットワーク改善：大学院開学後の運用を見つつ、必要な見直しを随時検討。
- ・閉域網接続：導入に向けた具体的準備（予算化、業者調整等）。
- ・システムポリシー見直し：大学院や閉域網接続導入に合わせた更新作業。
- ・情報処理学習室：BYOD 対応や学生スペース確保を踏まえた機能見直しの継続。

第 11 項 図書館

1. 運営体制

図書・メディア委員会が設置されており、図書館の管理運営等について調査審議している。

1) 令和 6 年度図書館職員体制

- ・図書館長（兼任）
- ・副図書館長（ICT 推進担当兼任）
- ・担当係長（司書）
- ・司書（会計年度任用職員）3 人

2) 開館日時・館外貸出（「表 1-2-10」に示す）

表 1-2-10 開館日時・館外貸出

開館日時	月曜日～金曜日	9:00 から 19:30
館外貸出	本学教職委員	10 冊以内で 4 週間以内
	本学学生	5 冊以内で 2 週間以内
	本学卒業生	5 冊以内で 1 週間以内

2. 所掌事項

- ・図書館の利用に関すること
- ・図書館の資料に関すること
- ・図書館の運営管理に関すること
- ・学術支援に関すること
- ・他の図書館施設との連携に関すること

なお、図書館の施設・設備、今後の課題等については、第8章で報告する。

第12項 健康相談室

1. 運営体制

学生の健康管理に関する専門的業務の行うため、次の職員により運営し、健康相談室運営検討会を月1回開催

室長：佐藤（学生委員会 委員長）

担当職員：看護師 藤原恵

運営検討会メンバー：室長、担当職員、総務学生課 学生支援担当係長、学生支援担当職員、課長、事務局長

2. 所掌事項

- ・学生の健康管理に関する業務
- ・学生の健康に関する相談及び指導に関する業務
- ・救急処置に関する業務
- ・学生相談（カウンセリング）に関する業務
- ・健康管理に必要な調査研究及び知識の普及に関する業務
- ・その他健康管理に必要な専門的業務

なお、利用件数等については第8章で報告する。

第3節 学生の状況

第1項 入学試験の実施状況

1. 状況

令和4年度に開学し、川崎市立看護大学は100名定員である。
アドミッション・ポリシーに基づき、大学入学共通テスト（一般選抜のみ）、小論文、面接及び志望理由書等から総合的に選抜している。令和5年度から7年度の入学試験状況については、次のとおりである（「表 1-3-1」に示す）。

表 1-3-1 入学試験の状況

		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
一般選抜（前期）	志願者数	455	208	201
	受験者数	239	174	173
	合格者数	81	81	82
	入学者数	70	71	70
一般選抜（後期）	志願者数	104	50	100
	受験者数	38	12	25
	合格者数	6	5	6
	入学者数	5	4	4
学校推薦型選抜	志願者数	75	70	56
	受験者数	75	70	56
	合格者数	25	26	26
	入学者数	25	26	26
社会人選抜	志願者数	2	3	1
	受験者数	2	3	1
	合格者数	0	1	0
	入学者数	0	1	0

2. 学校推薦型選抜

次の 1) から 4) のすべてに該当し、かつ学校教育法に定める高等学校又は中等教育学校の校長が責任をもって推薦する者を対象に実施している。定員は 25 名である。面接、小論文及び本学を志す理由を記載した志願書及び学校からの調査書を活用し、総合して選抜している。

1) 次のいずれかに該当する者

(1) 神奈川県内又は東京都内（以下「指定地域」という）の高等学校又は中等教育学校を令和 6 年 3 月に卒業、もしくは令和 7 年 3 月卒業見込

(2) 川崎市の住民※で上記指定地域以外の高等学校又は中等教育学校を令和 6 年 3 月に卒業、もしくは令和 7 年 3 月卒業見込の者

※「川崎市の住民」とは、本人又はその配偶者若しくは本人からみて 1 親等である親族のいずれかが令和 6 年 4 月 1 日以前から引き続き川崎市内に住所を有する者をいう。

2) 調査票の全体の評定平均※が 3.8 以上の者

※全体の評定平均とは、全ての教科・科目の評定の合計数を全ての評定数で除した数値（小数点第 2 位を四捨五入します）をいう。

3) 入学を許可された場合に必ず入学する者

4) 卒業後、川崎市内に看護職として就職する意志がある者

3. 社会人選抜

次の 1) から 5) のすべてに該当する者を対象として実施している。募集定員は若干名。調査書、志願書、面接、小論文により総合して選抜している。

1) 次の (1) ～ (3) のいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法に定める高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者
- (3) 学校教育法施行規則第 150 条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

2) 令和 7 年 4 月 1 日において年齢が満 23 歳以上の者

3) 出願時に社会人としての職務経験を 1 年以上、かつ週 30 時間以上の労働時間を有する者

4) 入学を許可された場合に必ず入学する者

5) 卒業後、川崎市内に看護職として就職する意志がある者

4. 一般選抜

次の 1) から 3) のいずれかに該当する者及び当該年度末までに該当する見込の者で大学入学共通テストのうち、本学が指定する教科・科目を受験した者を対象に実施している。募集定員は 75 名。大学入学共通テスト及び本学が実施する小論文、面接及び提出書類の審査の結果を総合的に判断して選抜している。

1) 学校教育法に定める高等学校又は中等教育学校を卒業した者

2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者

3) 学校教育法施行規則第 150 条の規定により、高等学校を卒業した人と同等以上の学力があると認められた者

第2項 学生の状況

在校生数は、学年定数 100 名（全定数は 400 名）に対して 300 名、男子学生数は 22 名となっている（令和 6 年度学校基本調査より）。また、神奈川県内出身者は 120 名（川崎市内出身者 49 名）となっている（「表 1-3-2」に示す）。

表 1-3-2 学生の状況

（単位：人）

			1 年生	2 年生	3 年生	計
在籍数			102	104	94	300
内 訳 等	性別	男	7	8	7	22
		女	95	96	87	278
	出身地	県内出身者	44	44	32	120
		市内出身者	（再掲）17	（再掲）19	（再掲）13	（再掲）49
		県外出身者	58	60	62	180
	退学・休学	退学者	2	1	0	3
		休学者	2	2	1	5
		進級率（％）	98	94	99	—
	保健師課程		—	—	30	30

第2章 内部質保証

第1節 方針及び手続

前章で示す「教育理念」及び「教育目標」の実現に向けて、「ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）」、「カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施方針）」、「アドミッション・ポリシー」の3つの方針に基づき、本学の教育活動、教育活動の有効性の検証とその検証結果を踏まえた改善・向上の一連のプロセスが展開されるよう、本学内の内部質保証推進に向けた体制を整えると共に、必要な運営等を行うものとする。

第2節 内部質保証の体制

第1項 主旨

本学における教育研究、管理運営等に関する重要事項を審議し、看護大学の教育理念を実践し、教育研究水準の改善及び向上を図ることを目的に「川崎市立看護大学大学運営・内部質保証委員会規程（令和4年4月1日看護大学規程第2号。以下「内部質保証委員会規程」という。）」を定め、同規程に基づき、「川崎市立看護大学大学運営・内部質保証委員会」を設置している。

第2項 所掌事項

内部質保証委員会規程第2条に基づき、次の事項を審議する。

- ・看護大学の管理運営や全学的な課題等の調整に関する事項
- ・看護大学の内部質保証に係る基本方針に関する事項
- ・看護大学の内部質保証に係る方策の策定に関する事項
- ・看護大学の自己点検・評価結果に対する対策の実行及び改善に関する事項
- ・その他看護大学の管理運営及び内部質保証に関する事項

第3節 内部質保証に向けた活動

1. 内部質保証の活動

前節の体制にて内部質保証委員会を開催している。令和6年度の開催状況は表2-3-1の通り。

表 2-3-1 内部質保証委員会の開催日と審議・報告等事項

回	開催年月日	審議・報告等事項
1	令和 6 年 4 月 24 日	・ 令和 5 年度自己点検・評価報告書 ・ 学内委員会等における所掌事務等に関する課題・意見等一覧
2	令和 6 年 5 月 22 日	・ 令和 5 年度自己点検・評価報告書
3	令和 6 年 6 月 26 日	・ 大学運営・内部質保証に係る体制（大学運営・内部質保証委員会、自己点検・評価委員会等）
4	令和 6 年 7 月 24 日	・ 令和 5 年度自己点検・評価報告書
5	令和 6 年 9 月 25 日	・ 川崎市立看護大学運営組織の一部変更
6	令和 6 年 10 月 7 日 【持回り】	・ 川崎市立看護大学大学院入学試験ワーキングの設置・令和 7 年度大学院入学者選抜試験日程
7	令和 6 年 11 月 27 日	・ 令和 6 年度 自己点検・評価報告書 ・ 川崎市立看護大学大学院の開学に伴う教職員の勤務時間等
8	令和 6 年 12 月 25 日	・ 令和 6 年度自己点検・評価報告書
9	令和 7 年 1 月 22 日	・ 防災委員会の設置 ・ 令和 7 年度川崎市立看護大学運営組織(案) ・ 大学院設置準備会の設置 ・ 大学院開学セレモニー ・ 大学院の学生便覧 ・ 大学院の時間割作成の方針 ・ 大学院第 2 期入試の実施要項・面接実施要項 ・ 大学院学位論文審査 WG・大学院第 2 キャンパスのレイアウト
10	令和 7 年 3 月 26 日	・ R6.10.1 組織見直しに伴う関係規程の改正 ・ 2 センターの配下に位置付ける委員会の追加及び明確化に伴う関係規程の改正 ・ 委員会へのオンライン参加及び委員の任期の見直しに伴う関係規程の改正 ・ 川崎市立看護大学教員テレワーク実施要領の制定

2. 活動における課題

大学運営・内部質保証に係る検討体制、学内の運営組織や委員会、令和 7 年度に設置を目指す大学院等に関して、必要な審議、報告等による情報共有の取組を進めるほか、自己点検・評価の取組等を通じ、課題等の抽出や評価に係る取組を行ってきた。

改めて、次の観点を機能させるための体制等を整え、学内の諸課題等について、改善・向上に結び付けていく取組が望まれる。

- ・ 内部質保証のための全学的な方針及び手続の明示
- ・ 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制の整備
- ・ 方針及び手続に基づく、内部質保証システムの有効機能
- ・ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の適切な公表
- ・ 内部質保証システムの適切性に関する定期的な点検・評価及びその結果を踏まえた改善・向上に向けた取組

3. 課題に対する改善の取組

課題で示す5つの観点を踏まえた、本学の内部質保証システムの確立に向け、体制の検証及び全学的な方針及び手続の整備に向けた進め方の検討等を自己点検・評価委員会を中心に行っていく。

第3章 年間の活動状況

第1節 学事日程及び年間の行事

令和6年度の学事日程及び年間の行事は表3-1-1の通りである。

表3-1-1 令和6年度学事日程及び行事

月日			内容
4月	3日	(水)	入学式
4月	4日	(木)	健康診断、防災訓練
4月	5日	(金)	前期授業開始(2年、3年)
4月	8日	(月)	履修登録期間(～4月18日)
4月	8日	(月)	前期授業開始(1年)
6月	16日	(日)	オープンキャンパス
8月	5日	(水)	夏季休業(～9月20日)
8月	4日	(日)	オープンキャンパス
9月	25日	(金)	後期授業開始
10月	13日	(日)	青朋祭
11月	10日	(日)	大学公開講座
11月	16日	(土)	学校推薦型選抜入試
12月	26日	(木)	冬期休業(～1月3日)
1月	18日	(土)	大学入学共通テスト
1月	19日	(日)	大学入学共通テスト
2月	13日	(木)	春季休業(～3月30日)
2月	25日	(火)	一般選抜前期日程
3月	12日	(火)	一般選抜後期日程
3月	22日	(土)	オープンキャンパス

第2節 教育活動

第1項 カリキュラムと教育活動

1. カリキュラム構成と授業科目

本学のカリキュラム構成は表 3-2-1 の通りである。

令和 6 年度は開学 3 年目であり、1～3 年次配当の科目が開講した。令和 6 年度の開講科目は、表 3-2-2 の通りである。

表 3-2-1 カリキュラム構成（1～2 年）

分類	科 目 群	1年		2年	
		前期	後期	前期	後期
人間理解の基礎	科学的思考の基盤	クリティカルシンキング			
		情報処理Ⅰ	情報処理Ⅱ		
		医療経営学			
	環境と社会	統合講義	サービ斯拉ーニング論Ⅰ		サービ斯拉ーニング論Ⅱ
		川崎市の文化と科学	比較文化論		
		日本国憲法と法			
	人間の理解	教育学			
		生涯発達論	臨床心理学		
		生活と人間工学	音楽		
	語学	健康科学Ⅰ	健康科学Ⅱ		
		英語Ⅰ	英語Ⅱ	英語Ⅲ	英語Ⅳ
専門基礎	人体の構造と機能	英語Ⅰ	英語Ⅱ		
		中国語Ⅰ	中国語Ⅱ		
	疾病の成り立ちと回復の促進	人体構造機能学Ⅰ	人体構造機能学Ⅲ		
		人体構造機能学Ⅱ	人体構造機能学Ⅳ		
		代謝と栄養	感染と防御	病態生理学Ⅱ	病態生理学Ⅳ
			病態生理学Ⅰ	病態生理学Ⅲ	病態生理学Ⅴ
	健康支援と社会保障制度			臨床薬理学	
				臨床検査学	
	健康現象の疫学と統計		公衆衛生学	保健医療福祉行政論Ⅰ	在宅医療の実際
					救急医学の実際
専門	基礎看護学				疫学・保健統計Ⅰ
		看護学原論	看護倫理学Ⅰ	基礎看護学技術Ⅳ	
		看護コミュニケーション論Ⅰ	基礎看護学技術Ⅱ	基礎看護学技術Ⅴ	
		基礎看護学技術Ⅰ	基礎看護学技術Ⅲ		
	地域・在宅看護論		基礎看護学実習Ⅰ	基礎看護学実習Ⅱ	
			地域・在宅看護学概論	地域・在宅看護学方法論	地域・在宅看護学演習
	成人看護学			成人看護学概論	成人看護学方法論Ⅰ
					成人看護学方法論Ⅱ
	老年看護学			老年看護学概論	老年看護学方法論
	小児看護学			小児看護学概論	
	母性看護学			発達と暮らしへの支援実習	
	精神看護学				母性看護学概論
					精神看護学概論
	看護の統合と実践				精神看護学方法論
					保健指導・健康教育論
					地域包括ケア実践Ⅰ
					家族看護学
	公衆衛生看護学				災害看護学Ⅰ
					公衆衛生看護学概論
					公衆衛生看護学対象論Ⅰ

（続く）

表 3-2-1 カリキュラム構成 (3～4 年)

(続き)

分類	科 目 群	3年		4年	
		前期	後期	前期	後期
人間理解の基礎	人間の理解	キャリア論			
	語学	医療英語			
専門基礎	疾病の成り立ちと回復の促進				臨床推論
	健康支援と社会保障制度				保健医療福祉行政論Ⅱ
	健康現象の疫学と統計				疫学・保健統計Ⅱ
専門	基礎看護学			看護コミュニケーション論Ⅱ	看護倫理学Ⅱ
	地域・在宅看護論			在宅看護学実習	
		地域包括ケア実践Ⅱ		地域包括ケア実習	
	成人看護学	成人看護学演習	成人・老年看護学実習Ⅰ 成人・老年看護学実習Ⅱ 成人・老年看護学実習Ⅲ	成人・老年看護学実習Ⅳ	
	老年看護学	老年看護学演習Ⅰ			
		老年看護学演習Ⅱ	老年看護学実習Ⅰ	老年看護学実習Ⅱ	
	小児看護学	小児看護学方法論	小児看護学実習Ⅰ		
		小児看護学演習	小児看護学実習Ⅱ		
	母性看護学	母性看護学方法論	母性看護学実習Ⅰ		
		母性看護学演習	母性看護学実習Ⅱ		
	精神看護学	精神看護学演習	精神看護学実習Ⅰ		
			精神看護学実習Ⅱ		
	看護の統合と実践	看護研究法概説		看護研究Ⅰ	看護研究Ⅱ
		看護マネジメント論		看護マネジメント実習	統合地域包括ケア演習
				多職種連携実習	
				災害看護学Ⅱ	
				国際看護論	
				看護情報活用論	
	公衆衛生看護学	公衆衛生看護学方法論	公衆衛生看護学実習Ⅰ	公衆衛生看護学実習Ⅱ	公衆衛生看護学活動論
		コミュニティ・アセスメント論		公衆衛生看護学実習Ⅲ	
		公衆衛生看護学対象論Ⅱ		公衆衛生看護学実習Ⅳ	

表 3-2-2 令和 6 年度 授業科目一覧（1～3 年）

学年	必修/ 選択	科目	期	単位数	時間数
1 年	必修	クリティカルシンキング	前	2	30
		情報処理I	前	1	30
		総合講義	前	1	15
		川崎市の文化と科学	前	1	15
		看護学原論	前	2	30
		看護コミュニケーション論	前	1	15
		基礎看護学技術I（共通基本技術）	前	1	30
		生涯発達論	前	2	30
		生活と人間工学	前	2	30
		英語I	前	1	30
		健康科学I	前	1	15
		人体構造機能学I	前	2	30
		人体構造機能学II	前	2	30
		代謝と栄養	前	2	30
		サービスラーニング論I	後	2	30
		公衆衛生学	後	2	30
		基礎看護学II（生活支援技術）	後	2	60
		基礎看護学III（診療支援技術）	後	1	30
		看護倫理学I	後	1	15
		地域・在宅看護学概論	後	2	30
		基礎看護学実習I	後	1	45
		臨床心理学	後	2	30
		英語II	後	1	30
		人体構造機能学III	後	2	30
		人体構造機能学IV	後	2	30
		病態生理学I	後	2	30
		感染と防御	後	2	30
	選択	日本国憲法と法（選）	前	2	2
		英語I	前	1	1
		中国語I（選）	前	1	1
		情報処理II	後	1	1
		比較文化論（選）	後	2	2
		音楽（選）	後	2	2
		英語II	後	1	1
		中国語II（選）	後	1	1

（続く）

表 3-2-2

(続き)

学年	必修/ 選択	科目	期	単位数	時間数
2 年	必修	基礎看護学技術Ⅳ（フィジカルアセスメント）	前	2	60
		基礎看護学技術Ⅴ（看護過程）	前	1	30
		地域・在宅看護学方法論	前	2	30
		成人看護学概論	前	1	15
		老年看護学概論	前	1	15
		小児看護学概論	前	1	15
		基礎看護学実習Ⅱ（看護過程）	前	2	90
		病態生理学Ⅱ（消化器・内分泌・免疫）	前	1	30
		病態生理学Ⅲ（骨格筋・神経・精神）	前	2	30
		臨床薬理学	前	2	30
		臨床検査学	前	1	15
		保健医療福祉行政論Ⅰ（基礎）	前	2	30
		発達と暮らしへの支援実習（幼児と高齢者の生活）	前	1	45
		地域・在宅看護学演習	後	1	30
		成人看護学方法論Ⅰ（急性期）	後	2	30
		成人看護学方法論Ⅱ（慢性期・終末期）	後	2	30
		老年看護学方法論	後	2	30
		母性看護学概論	後	1	15
		精神看護学概論	後	1	15
		精神看護学方法論	後	2	30
		地域包括ケア実践Ⅰ（多職種協働）	後	1	30
		災害看護学Ⅰ（基礎）	後	1	15
		公衆衛生看護学概論	後	2	30
		公衆衛生看護学対象論Ⅰ（ライフステージ別）	後	2	30
		保健指導・健康教育論	後	1	15
		疫学・保健統計Ⅰ（基礎）	後	2	30
		病態生理学Ⅳ（感覚器・血液・泌尿器）	後	2	30
		病態生理学Ⅴ（生殖器系・小児科）	後	2	30
	選択	英語Ⅲ（講読応用）	前	1	30
		サービスラーニング論Ⅱ	後	2	30
		在宅医療の実際	後	1	15
		救急医療の実際	後	1	15
		家族看護学	後	1	15
		英語Ⅳ（会話応用）	後	1	30
1・2 年	選択	医療経営学	前	2	30
		教育学	前	2	30
		健康科学Ⅱ	後	1	30

(続く)

表 3-2-2

(続き)

学年	必修/ 選択	科目	期	単位数	時間数
3 年	必修	キャリア論	前	2	30
		地域包括ケア実践Ⅱ（継続看護）	前	1	30
		成人看護学演習	前	1	30
		老年看護学演習Ⅰ（症状・治療への支援）	前	1	30
		老年看護学演習Ⅱ（認知症ケア）	前	1	30
		小児看護学方法論	前	1	30
		小児看護学演習	前	1	30
		母性看護学方法論	前	2	30
		母性看護学演習	前	1	30
		精神看護学演習	前	1	30
		看護マネジメント論	前	1	15
		看護研究法概説	前	1	30
		成人・老年看護学実習Ⅰ（慢性期）	後	2	90
		成人・老年看護学実習Ⅱ（急性期）	後	2	90
		成人・老年看護学実習Ⅲ（セルフケア支援）	後	1	45
		老年看護学実習Ⅰ（リハビリテーション看護）	後	1	45
		小児看護学実習Ⅰ（病院）	後	1	45
		小児看護学実習Ⅱ（療育・特別支援学校）	後	1	45
		母性看護学実習Ⅰ（分娩期・病院）	後	1	45
		母性看護学実習Ⅱ（妊娠期・子育て期）	後	1	45
		精神看護学実習Ⅰ（病院）	後	1	45
		精神看護学実習Ⅱ（デイケア）	後	1	45
	選択	医療英語	前	1	30
		公衆衛生看護学対象論Ⅱ（学校・産業）	前	2	30
		公衆衛生看護学方法論	前	2	30
		コミュニティ・アセスメント論	前	2	30
		公衆衛生看護学実習Ⅰ（基礎）	後	2	90

2. 教育活動、及び教育方法の工夫と配慮

1) 教育内容と目標・評価方法の明示

各科目担当教員がシラバス作成要領を基に担当教員がシラバスを作成、さらに担当部署にてシラバス記載内容の点検を実施している。

シラバス記載内容には、アクティブ・ラーニングに関する項目や、ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーと学習内容との関係性を明示した項目が含まれ、卒業時点の能力とどの様に関わりを持つ科目であるのかを学生が想起しやすいようにしている。

2) 学生が主体的に学ぶための工夫

デジタル教科書の導入、動画映像を中心としたオンライン教材の活用、図書館が契約している電子ジャーナルの検索・ダウンロードなど、学生はタブレット端末を用いて学外でも学習可能な環境を整えている。また、インターネット、映像機器、ホワイトボード等を配したラーニング・コモンズを複数設置し、学生同士のディスカッション、相互の学びあいが行えるような環境を整えている。

学生が教育目標に対する到達状況を継続的に自己評価できるよう、学修ポートフォリオ、ディプロマ・ポリシーの達成度評価を実施している。詳細は「4. 学生の学習目標の達成状況の把握と確認」に述べる。

3) 合理的配慮を要する学生への対応

学生委員会より合理的配慮の対象学生の情報を共有し、座席などの配慮を行っている。

3. 成績評価、単位認定

学修の評価は、筆記、実技、論文、その他の方法による試験の成績、授業への参画状況等を総合的に判断して行っている。また、学修の評価は、科目責任者が次に掲げる基準（表 3-2-3）により行い、合格した者に所定の単位を与えている。

表 3-2-3 科目の評点、評価、判定

評点	評価	判定
90 点以上 100 点	秀	合格
80 点以上 90 点未満	優	
70 点以上 80 点未満	良	
60 点以上 70 点未満	可	
60 点未満	不可	不合格

4. 学生の学習目標達成状況の把握と確認

学生の学習目標達成状況は、成績関連データおよび ALCS データ、学修ポートフォリオにより評価している。

1) 成績関連データ

各科目の学年平均、中央値、履修者数、修得者数、60 点未満人数、成績分布について事務局にて集約し、今後分析予定である。

2) 学修ポートフォリオ

学修ポートフォリオは、学生が自分の学習成果を振り返り、何を学び、どのような能力を身につけたかを確認する重要な手段であり、今後どのようなスキルを身につけるべきかを

明確にし、自己成長を促すための指針として活用される。ポートフォリオは学生個人の成長記録として位置づけられ、学習活動の過程を振り返りながら、また、将来に向けた学びの方向性を定める役割も果たす。学生にはポートフォリオ作成を指導し（教学システムを活用）、その内容をもとに各担任が個別に学生を指導することを目的としている。

学修ポートフォリオは、各学年の前期および後期終了時に作成され、各学年で履修した授業科目の「授業の到達目標」に基づき、学生自身がその達成度を5段階評価（評価1～評価5）で自己評価する。この自己評価の結果は、学習成果をどのように活用していくかを考える上で重要な情報となる。自己評価を行った後、学生はその結果を踏まえ、学びの進捗や課題を把握し、次に向けた学習目標を設定する。さらに、学習課題を具体的に記述し、今後の学習にどう活かしていくかを意識して行動することを促している。

学修ポートフォリオが十分に活用できるよう、作成時間の確保や作成状況の確認、アナウンス等の実施にも力を入れている。

3) ディプロマ・ポリシーの達成度

学修ポートフォリオの作成が完了した後、学生は各自でディプロマ・ポリシーに対応する科目を確認し、その科目における相対的な達成状況の評価として記載する。また、ディプロマ・ポリシーに対する達成状況については、自己評価の理由を簡潔に記述し、その上で次回評価時期までの学習課題を考察し、それに基づく学習計画と学習目標を設定する。

課題の作成時期は、2年次末、3年次末、4年次前期末または後期初頭としている。

第2項 臨地実習

1. 臨地実習及び臨地実習施設

令和6年度における臨地実習科目の実習時期及び単位数は表3-2-4の通りである。

臨地実習施設数とその内訳は表3-2-5の通りである。そのうち、川崎市立3病院での実習受入科目は表3-2-6の通りである。

2) 感染症抗体価保有状況及び予防接種状況の確認

健康相談室では、健康診断で4種ウイルス感染症抗体価を確認後、該当する学生に対し予防接種を勧奨している。これらの対応は、施設側の要請に基づき、適切に対応している。後期実習においては、健康相談室でインフルエンザ予防接種の状況を把握し、実習施設からの要請に応じて、適切な対応を行っている。

3) 学生の学習目標達成状況の把握と確認

技術体験録及びポートフォリオは、学生が実践的なスキルや経験を整理し、自己成長を振り返るための貴重な手段となる。この記録を通じて、自らの学びを振り返り、改善点や強化すべき課題を明確にすることが期待される。

表3-2-4 臨地実習の科目名、配当年次、実習期間、単位数

学年	実習科目	実習時期	単位数
1	基礎看護学実習I（基礎）	令和6年11月	1
2	基礎看護学実習II（看護過程）	令和6年7月～8月	2
2	発達と暮らしへの支援実習 （幼児と高齢者の生活）	令和6年7月～8月	1
3	成人・老年看護学実習I（慢性期）	令和6年9月～2月	2
3	成人・老年看護学実習II（急性期）	令和6年9月～2月	2
3	成人・老年看護学実習III （セルフケア支援）	令和6年9月～2月	1
3	老年看護学実習I （リハビリテーション看護）	令和6年9月～2月	1
3	母性看護学実習I（分娩期・病院）	令和6年9月～2月	1
3	母性看護学実習II（妊娠期・子育て期）	令和6年9月～2月	1
3	小児看護学実習I（病院）	令和6年9月～2月	1
3	小児看護学実習II（療育・特別支援教育）	令和6年9月～2月	1
3	精神看護学実習I（病院）	令和6年9月～2月	1
3	精神看護学実習II（デイケア）	令和6年9月～2月	1
3	公衆衛生看護学実習I（基礎）	令和7年1月～2月	2

表 3-2-5 実習科目別の臨地実習施設数

実習科目	川崎市内	川崎市外	計
基礎看護学実習Ⅰ	3	0	3
基礎看護学実習Ⅱ	2	0	2
発達と暮らしへの支援実習	22	0	22
成人・老年看護学実習Ⅰ	2	0	2
成人・老年看護学実習Ⅱ	2	0	2
成人・老年看護学実習Ⅲ	2	0	2
老年看護学実習Ⅰ	7	0	7
母性看護学実習Ⅰ	2	2	4
母性看護学実習Ⅱ	3	0	3
小児看護学実習Ⅰ	3	0	3
小児看護学実習Ⅱ	6	0	6
精神看護学実習Ⅰ	3	1	4
精神看護学実習Ⅱ	10	4	14
公衆衛生看護学実習Ⅰ	7	3	10
合計	74	10	84

表 3-2-6 川崎市立 3 病院における実習受入科目

病院	実習科目
川崎市立川崎病院	基礎看護学実習Ⅰ・Ⅱ 成人・老年看護学実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ 母性看護学実習Ⅰ 小児看護学実習Ⅰ 精神看護学実習Ⅰ
川崎市立井田病院	基礎看護学実習Ⅰ・Ⅱ 成人・老年看護学実習Ⅰ・Ⅲ
川崎市立多摩病院	基礎看護学実習Ⅰ 成人・老年看護学実習Ⅱ 小児看護学実習Ⅰ

第4章 教員の研修・研究活動

第1節 FD・SD活動

1. FD・SD活動の方向性

本学における教育・研究活動内容等の改善を図ることを目的に研修活動の企画・推進を担う機能としてFD・SD推進委員会を設置している。

FD研修として、教務委員会と連携し「授業の内容及び方法の改善を図るための研修」や授業技術の向上や教材開発に向けた研修会等を年1、2回程度開催している。また、より良い大学を目指していくためには、教員と事務職員が一体となって大学のために向上していくことが重要と考え、FD・SD合同の研修会を重要視し、外部講師を招いた講習会やお互いの理解を深めるためのディスカッション型研修の機会を設けている。

2. 令和6年度活動目標

- 1) 教育に関する諸情報を収集、分析し、教育の向上に寄与することを目的とする。
- 2) 教員の教育研究能力の向上を目的として、組織的なFDを企画・実施する。
- 3) 教職員の大学運営に関する専門的職能の向上を目的として、SDを企画・実施する。
- 4) 教職員一人ひとりの能力・資質の向上を目的として、研修プログラムへの教職員の参加を積極的に支援し、その効果を評価する。

3. FD・SD活動の実施状況（開催日、企画タイトル、講演者・形式等、参加人数、感想）

1) 第1回FD・SD研修会

開催日：令和6年5月29日（水）

企画タイトル：カリキュラム評価の基本的な考え方

講演者：東京大学名誉教授 北村 聖先生

形式等：「カリキュラム評価およびコアカリキュラムについての基本的な考え方」「カリキュラムの課題を明らかにするための適切な指標・データについて」について講演をいただいた後に質疑応答を行った。

参加人数：40名

アンケート結果：全体のうち約9割以上から研修内容に満足との回答があり、本学のカリキュラム評価の方向性の策定に向けたヒントが得る機会になった。

2) 第2回FD・SD研修会

開催日：令和7年3月4日（火）

企画タイトル：本学学生の思考過程の強みと弱みー領域における思考過程に関わる教育内容と方法からー

講演者：川崎市立看護大学教員：基礎看護学・田中悠美、精神看護学・嵐弘美、公衆衛生看護学・遠藤雅幸、成人看護学・牛尾陽子、老年看護学・佐藤文、小児看護学・田中千代、母性看護学・永田智子

形式等：シンポジウム形式：各先生のプレゼンテーション後にシンポジストによる意見交

換およびフロアとの意見交換を行った。

参加人数：33名

アンケート結果：全体のうち約9割以上から研修内容に満足との回答があり、各領域の取り組みを共有し今後の教育を考える機会になった。

第2節 研究活動

1. 研究年報の作成ならびに外部研究費の獲得状況

本学所属の教員の研究活動について、昨年度より researchmap の業績データを年度で抽出し、研究年報の作成を進めている。作成した年報は、随時大学ホームページにて公開予定である（図書メディア委員会）。

外部研究費の獲得について、本学教員における科学研究費助成事業の今年度の採択件数割合は63%（35名中22名採択）であった。今年度新規に申請した研究計画の採択率は22%（9件中2件採択）であった（研究活動推進委員会）。

2. 研究支援プログラム等の実施

本学教員の研究活動推進を目指し、開学以来毎年「外部研究費獲得セミナー」を開催しており、今年度も7月に研修会を開催した。また、今年度は業者に依頼し質的研究支援ソフト（NVivo）を活用した研究データの分析方法についても12月に研修会を開催した（研究活動推進委員会）。

本学教員、大学院生等が活用可能な統計解析ソフトウェア（SPSS）を導入し、研究活動支援を行った（研究活動推進委員会）。

なお、個別相談を通じた資料の探し方やデータベースの利用方法についての助言を引き続き行っている（図書メディア委員会）。

3. 資料予算の調整

継続購入している図書を引き続き購入しつつ、利用実態をふまえて予算の有効活用を図ることとした（図書メディア委員会）。

4. 今後の展望

今後、研究データの管理・共有を支援するプラットフォームの構築を予定している。また、国際的な研究リソースへのアクセスを強化し、グローバルな研究支援を目指している（図書メディア委員会・研究活動推進委員会）。

第5章 社会連携・社会貢献

第1節 大学としての活動・取組

本学では、教育目標の一つに「地域社会に貢献したいという意欲と能力を持ち、地域包括ケアシステムに資する看護職者の育成」を掲げ、開学に伴い、社会貢献・地域貢献を推進する機能を担う組織として「地域連携推進センター」を設置した。同センターでは、模擬患者の養成・育成、地域と学生の交流会等、地域と連携した取組を数多く企画・実践している。また、学生自治会の青朋祭実行委員会及び地域貢献委員会の活動も積極的に支援している。

具体的な活動内容は、第1章第2節第9項「地域連携推進センター」に記載のとおりである。

第6章 学内委員会等の役割

第1節 教務委員会

1. 所掌事項

- ・教育課程に関する事項
- ・学生の入学、休学、復学、転学、退学、除籍、卒業及び修了に関する事項
- ・既修得単位の認定に関する事項
- ・聴講生、特別聴講生、科目等履修生、研究生に関する事項（留学生に関する事項は削除）
- ・授業科目の配当及び授業時間割に関する事項
- ・試験及び成績評価に関する事項
- ・学生の教科履修の指導に関する事項
- ・非常勤講師に関する事項
- ・入学前教育・解剖見学

2. 活動と成果

1) 会議の開催

4/10、5/8、6/12、7/10、9/9、9/11、10/7、11/13、12/11、1/8、2/5、3/14

2) 主な議題と成果

(1) 議題

- ・保健師選抜の企画、実施、合格者案
- ・前期・後期開始前のガイダンス・オリエンテーション企画、実施、評価
- ・講師会の企画・実施・評価
- ・履修登録・選択科目履修登録状況
- ・入学前教育企画、実施、評価
- ・令和6（2024）年度入学生プレースメントテスト結果
- ・前期・後期定期試験関連に関する日程・実施状況
- ・聴講生等の募集
- ・LMSでの成績入力マニュアルの作成と運用
- ・JANPU-CBT（Computer Based Testing）実証事業の企画、実施、評価
- ・令和7年度学事日程案、令和7年度時間割案、令和7年度講義カウント
- ・学生と学長との意見交換会（学生からの意見に対する回答）
- ・学習ポートフォリオの実施と学務システム（以下、「AAA」と略す）登録と公開
- ・非常勤講師選択科目の開講条件
- ・シラバス依頼
- ・科目責任者案
- ・便覧修正案
- ・試験監督者および教室席順案
- ・授業関連機器に関するアンケート

- ・ 公欠と出席停止の取り扱い
- ・ 大学の成績・卒業判定案

(2) 成果

a) 定期試験

公共交通機関の遅延による遅刻者への対応方法として「公共交通機関の遅れや自然災害などによって試験時間を遅らせるのは、受験者の 10%以上が試験開始時間に間に合わない場合とし、遅らせる時間は最大 20 分とする。それでもなお間に合わない者は追試験対象者とする。なお、試験開始時間を遅らせる対応は、遅刻者が発生している科目のみで、同じ時間に実施される他の試験において出席状況が問題ない場合は通常どおり開始する。」こととした。

b) 入学前教育

本学に入学を予定者の基礎学力をサポートし、継続的な学習機会を設けることで、入学後の学修にもスムーズに移行できるようにする目的で、対面講座と DVD 講座を実施した。受講後アンケートでは、難易度、分量、教授方法に概ね問題はなく、高校での学びの復習になり、新しい気づき、今後の学習の動機づけ、今後の学習の意欲向上につながる高評価を得た。

c) 保健師履修

試験問題作成および当日の運営も滞りなく実施でき、定員の学生を選出できた。

d) 便覧修正

定期試験当日の公共機関の乱れなどが生じている場合の試験開始時間、保健師コースの選択必修の表示をわかりやすくした。

e) ガイダンス・オリエンテーション

前期・後期の 2 回、各学年対象のガイダンス・オリエンテーションを実施した。準備段階から関係各所と綿密な調整を行ったことにより前年度の課題点も改善された。ガイダンス・オリエンテーションは学生が新学年や夏季休暇明けに学業へ円滑に移行し、修学意欲を持って有意義な学生生活をおくるための機会となった。

f) 時間割作成

文部科学省に申請した時間割案をもとに時間割を作成した。

3. 今後の課題

1) 定期試験

- ・ 追試験・再試験の意味・評価の規定、試験期間など情報共有やオリエンテーションの徹底が必要である：教員、学生
- ・ 試験会場、教室席順の工夫は、学年が増えること、前期試験は学年間で試験期間が違うため、準備を十分に行う。
- ・ 試験期間の不測の事態時の対応を入試時の対応などを参考に目安ルールを設定しておく。
- ・ 別室受験などルール化してきた事項の教職員内で常に再認識できるような工夫をする。
- ・ 試験監督者:緊急時の予備人員の配置、担当回数・負担度の公平性への配慮を行う。
- ・ AAA、ファイルのアップロード方法は推奨しないとして案内をしていなかったが、業務効率化のためにも再検討する。

2) 入学前教育

- ・ 社会人入学の合格者も対象に加えた。Web 講座は本人の意思判断であるが、対面での講義を受講した後に受講の必要性の認識を高めていたため、案内時に再確認するなど配慮する。
- ・ Web 講座の受講科目の変更による評価を継続実施する。

3) 保健師履修

- ・ 試験問題を今後も各領域に依頼する必要がある。

4) 便覧修正

- ・ 便覧に表紙がない。
- ・ 便覧の「はじめに」にあたる部分がなく、冊子印刷をイメージして再構成してもよい。
- ・ 履修や評価に関する文言は、今後も注視して適宜改訂する。
- ・ 学則や履修規定など、重要文書も加えるか検討する。

5) ガイダンス・オリエンテーション

- ・ ガイダンス・オリエンテーションの運営。各プログラムの運営は各担当の責任のもとで運営することを徹底する。
- ・ 事務局職員の異動や担当変更などが生じた際の引継ぎを徹底する。

6) 時間割作成

文科省に提出した時間割案をベースに令和 7 年度の時間割案も仮作成が済んでいるが、令和 6 年度以降は領域別実習が本格化し、令和 7 年度には大学院も開学予定であることから学部・大学院の講義と臨地実習の教員の重複など領域を中心に検討が必要。

第 2 節 学生委員会

1. 所掌事項

- ・ 学生の生活指導及び健康管理に関する事項
- ・ 学生の感染対策に関する事項
- ・ 奨学金等に関する事項
- ・ 学生団体の指導、課外活動（地域と連携する活動を除く）に関する事項
- ・ 学生の表彰及び懲戒に関する事項
- ・ 障害等を有する学生等への支援に関する事項

2. 活動と成果

1) 会議の開催

(1) 定例会（第3水曜）は次の日程で開催した。

4/17、5/15、6/19、7/17、9/18、10/16、11/20、12/18、1/15、2/19、3/19

(2) 修学上の特別な配慮に係る支援申請が出された際、関係者会議を次の日程で開催し、支援内容について企画運営会議にて審議し決定した。

関係者会議開催日：5/22、9/20

2) 主な議題

(1) 学生支援活動体制について（健康相談室利用状況及び生活指導）

(2) 感染予防対策の検討

(3) 学生自治活動

(4) サークル活動に関する事項

(5) 学生の表彰及び懲戒に関する事項

(6) 修学上の特別な配慮に係る申請に関連する事項

(7) 地域貢献推進委員会から学生活動に関する情報提供

(8) 大学における危機管理

3) 成果

(1) 学生支援活動体制について（健康相談室利用状況及び生活指導）

健康相談室を利用する学生個々の課題を明確にし、学生生活を送ることができるよう支援した。健康診断結果をもとに学校医からの受診勧奨、経過観察の学生には、健康相談室にて適宜状況を確認した。また、必要に応じて医療機関および学生相談室（カウンセリング）への紹介が円滑にでき、学校医と医療機関の情報伝達もスムーズに行えた。学生の支援については、学年主任会等を介して情報共有し、支援ができるようにした。

新型コロナウイルス、インフルエンザ感染等の感染症フォーム届出から学生の状況を確認し、体調の確認および登校可能日の確認・指導を行い、欠席届の提出を促した。

長期休暇（夏季および冬季休暇）の直前に、感染対策面に関する注意喚起を行った。

(2) 感染予防対策の検討

マスク着用については本人の判断とした。ただし、新型コロナウイルスやインフルエンザ等感染後、登校した際は7日間のマスク着用について指導した。

新型コロナワクチン接種・季節性インフルエンザ予防接種、B型肝炎ワクチン接種に関する接種届を提出できるようにした。また、新型コロナウイルスやインフルエンザ等に感染した際、学校感染症証明書を検討し、次年度から運用できるようにした。

1年生に対し、小児感染症およびB型肝炎について計画的にワクチン接種できるよう健康診断結果返却時に、小児感染症等の抗体価を確認し、ワクチン接種の必要接種回数を明確にできるよう書面とともに説明した。また、計画的なワクチン接種の実施について定期的に Teams から呼びかけ、さらに担任および基礎看護学領域の教員の協力を得て基礎

実習までに必要なワクチン接種が完了できた。

(3) 学生自治活動及び大学運営に関しての学生からの意見集約に関する事項

学生自治会役員が自治会の運営において役割分担およびスケジュールの共通認識ができるよう年度当初に自治会役員の担当を決め、役割を確認したことから、各自が責任をもって役割遂行ができた。次年度の委員会構成を年度内に決定でき、新学期オリエンテーションに備えることができるよう支援した。

学生と学長との意見交換会については、学生自治会が大学運営に関する意見をまとめることができるよう支援し、提出された意見を事務局および関連委員会に提出した上で、6月12日に意見交換会を開催した。教務に関すること、学生生活に関すること、大学設備に関すること等、様々な意見があり、特に食堂再開に向けて学生自治会が独自調査（全国の看護学部のある国公立大学の食堂設置状況）を実施し、意見交換会に向けて支援した。また、意見交換会後の本学の取り組みを周知できるよう対応内容を学内掲示版およびTeamsに掲示し、後期ガイダンス時にも報告した。

(4) サークル活動に関すること

サークルは9団体になり、対外試合出場をする団体や学外から取材をうける団体があり、学生たちが活発に課外活動できるようになった。

次年度の新入生オリエンテーションにてサークル紹介を行うにあたり、1月末頃からサークル代表者らが準備できるよう支援した。

(5) 学生の表彰及び懲戒に関する事項

表彰規程を策定し卒業時に成績優秀者を表彰できるようにした。懲戒委員会を開催する事案が発生し、その対応（処分）を行った。とくに授業の出席登録不正に関することが多かった。

(6) 修学上の特別な配慮に係る申請に関連する事項

修学上の特別な配慮が必要な学生については、担任が面談した上で学生が申請を行った。関係者会議で支援内容を検討した。電子機器（iPad,スマートフォン）を使用できない学生への対応についての対応について、全教職員に周知し個別対応を実施した。

(7) 地域貢献推進委員会から学生活動に関する情報提供

青朋祭の準備状況について情報提供をうけ、学生自治会と連携できるようにした。

(8) 大学における危機管理

4月の避難訓練において学生の行動目標（安全に避難しクラスの学生の点呼ができ教職員に報告できる）を提示し実施を試みた。しかし、避難場所の広さの課題、新入生がクラスメイト・学籍番号等の把握ができずに点呼に時間を要することになった。

2月に防災訓練として震度6弱地震発生と仮定しTeamsによる安否確認訓練を実施した。実施後1週間での提出状況は、1年生68.6%、2年生60.0%、3年生90.3%であった。

大学における危機管理として防災対策は学生委員会のみでは実施できないため、防災委員会設置への働きかけをした。

3. 今後の課題

1) 学生自治会活動の推進

学生が主体的に計画的に活動できるよう引き続き支援する。各学年のカリキュラムの特性を踏まえ、自治会執行部が4学年全体で連携しながら各委員会との連絡・調整ができるようにする。また、学長との意見交換会について、大学への要望だけでなく、学生自ら何ができるのか考えて行動出来るよう支援する。さらに、学生自治会活動の広報ができるようその手段と内容を検討する必要がある。

2) 健康診断・健康管理に関すること

健康診断を円滑に実施できるようにすること、及び、診断結果返却時に今後の受診行動等に関して教育的指導を行う。

3) 感染対策

小児感染症およびB型肝炎ワクチン接種等に関して、具体的なスケジュールを示して計画的に行動できるよう指導する。また、新型コロナウイルス等の感染状況を鑑み、学生への感染対策行動の推奨をしていく。

4) 表彰および懲戒に関すること

懲戒行為をしないようガイダンス時に周知していく必要がある。表彰規程が策定されたので、学生へ詳細を周知していく。

5) 防災・防犯に関すること

大学の危機管理体制を整え、学生自身が防災・防犯の意識をもち、安全な行動ができるようにする。

第3節 実習調整委員会

1. 所掌事項

- ・実習計画とその履修に関する事項
- ・実習で学修する技術項目の調整に関する事項
- ・実習施設との調整に関する事項
- ・実習指導教員（非常勤）の選定に関する事項
- ・実習施設連絡会議の運営に関する事項
- ・臨床教授、臨床准教授及び臨床講師の選考に関する事項
- ・演習・実習備品の管理及び調整に関する事項

- ・その他実習に関する事項

2. 開催状況

4/10、5/8、6/12、7/10、9/11、10/9、11/13、12/11、1/8、2/12、3/21 全 11 回

3. 活動と成果

1) 実習計画とその履修に関する事項

令和 6 年度のすべての実習科目において、予定通り臨地実習を行うことができた。

コロナウイルスやインフルエンザウイルス感染症等の影響により、実習が中止となった学生は 2 名であった。また、体調不良等の理由で追実習の対象となった学生は 6 名であった。これにより、学生の健康管理や感染症対策の重要性が再確認された。

実習中の事故は 26 件あり、その内訳はレベルⅠが 9 件、その他が 17 件であった。レベルⅠの事故には、実習指導者の許可を得ずにケアを実施したり、患者の安全を保持できない状況を作り出してしまったケースが含まれている。患者の安全を最優先に考える姿勢を強化し、実習指導者の指示を守ることの重要性を再確認させることが必要だと考える。また、その他の事故のうち 14 件は情報管理に関するものであり、これらの事故を防ぐためには、情報の取り扱いに関する厳密なルールへの遵守や、データ管理に関する教育を徹底することが求められる。

令和 7 年度の実習計画の確認、調整及び令和 8 年度の実習計画案の作成を行った。

1～4 年生の追・再実習について教授会で審議し、方針を決定した。

2) 実習で学修する技術項目の調整に関する事項

技術体験録やポートフォリオは継続的に活用されており、これらは学生のスキルや成果を体系的に管理する上で重要な役割を果たしている。今後もこれらの取り組みを継続し、学生の実習をより効果的かつ安全に進行させることが求められる。

3) 実習施設との調整に関する事項

実習開始前の打合せ会および終了後の報告会を実施した。

令和 7 年度実習に向け、施設の実習受入れ枠を増やすことができた。

4) 実習指導教員（非常勤）の選定に関する事項

看護実習指導教員（非常勤）は、24 人任用した。

看護実習指導教員の人材確保のため、国立研究開発法人科学技術振興機構（JREC）へ求人を行った。

実習指導協力教員（学内常勤）は 1 人であった。

5) 実習施設連絡会議の運営に関する事項

令和 7 年 3 月 14 日（金）に開催された非常勤講師会において、実習科目と状況、実習中の事故、実習施設との連携に関する課題について報告した。

6) 臨床教授、臨床准教授及び臨床講師の選考に関する事項

教授会において、臨床教授等の選考プロセスを審議し、選出された講師に対し臨床教授及び臨床准教授の授与が行われた。

7) 演習・実習備品の管理及び調整に関する事項

実習室物品貸借簿の取り決めを行い、令和 6 年 4 月より運用開始した。実習記録の保管および貸し出し方法について検討した。

4. 今後の課題

- 1) 健康管理及びコロナワクチン、インフルエンザワクチン接種を推奨する。
- 2) 実習中の事故防止に向け、講義や実習オリエンテーション等で指導する。
- 3) 看護実習指導教員の人材確保に努める。
- 4) 令和 7 年度に新規開講される 4 年生の実習が円滑に進行するよう、実習施設との調整、実習オリエンテーションの実施、方針に基づいた追実習の実施を行う。
- 5) 令和 8 年度実習に向け、施設の実習受入れ枠を増やすための検討を行う。

第 4 節 広報・入学試験委員会

第 1 項 入試部会

1. 所掌事項

- ・入学者選考の基本方針に関する事項
- ・入学試験の企画・調整・運営に関する事項
- ・学生の募集に関する事項
- ・合格者等の判定原案作成に関する事項

2. 開催状況

毎月 1 回開催、適宜、臨時で開催

4/17、5/15、6/19、7/17、9/18、11/20、12/18、1/15、2/19、3/19

3. 活動と成果

1) 主な議題

- (1) 入試に係る調査書・面接評価票の一部見直し
- (2) 令和 9 年度入試制度の変更

2) 成果

- (1) 入試に係る調査書・面接評価票の一部見直しの実施

(2) 令和 9 年度入試制度を検討

- ・ 令和 9 年度の入試制度の検討
- ・ 学校推薦型選抜の受験科目は、12 月に合格発表を実施するためにも、今まで通りの試験内容（小論文、面接、調査書）とした。

4. 今後の課題

- 1) 令和 7 年度（単年度）の入試結果の分析を実施する。
- 2) 令和 4 年度から令和 7 年度入試（経過年度）の分析と在学生への分析を併せて実施する。
- 3) インターネット出願について検討する（継続課題）。
- 4) 令和 10 年度以降の入試制度について検討する。

第 2 項 広報部会

1. 所掌事項

- ・ 広報及び情報発信に関する事項
- ・ ホームページ及び大学 SNS による広報戦略に関する事項
- ・ オープンキャンパス及び学校説明会に関する事項

2. 開催状況

4/10、5/1、6/5、7/3、9/4、10/2、11/6、12/4、1/8、2/5、3/5

3. 活動と成果

1) 広報活動のための情報収集

(1) 新入生アンケートの実施

広報活動の見直しと改善に向けて、受験生の志望校決定のプロセスにおける情報収集の方法や内容を明らかにする目的で、令和 6 年 6 月 14 日に新入生を対象とした Web アンケートを実施した。102 名中 100 名から回答が得られ（回収率 98%）、受験生にとっての情報源特にホームページの活用に関する実態とニーズなどに関する情報が得られた。これらの結果は学内で共有するとともに、今年度の部会内の企画立案に反映された。

2) オープンキャンパス及び動画による大学紹介

(1) オープンキャンパス（対面型）の企画・運営

対面型オープンキャンパスを例年通り 3 回開催した（6/16、8/4、3/22）。

第 1 回は高校生及び既卒生対象とし、前年度同様午前・午後 2 部制の全面予約制とし 164 名の来場が得られた。

第 2 回では、高校生・既卒生及びその家族を対象とし、これまでの事前予約制及び人数制限を撤廃、開催時間中入退場を自由化（ただし、教職員・学生による相談会及び学内見学ツアーのみ事前予約制）し、参加者の自由度を高めた。また、看護学領域別の授業体験やミニ講義など本学での学習を体験できるよう内容の充実を図った。その結果、約 600 名の来場が

得られ、参加者のアンケート結果もおおむね肯定的であった。

第3回オープンキャンパスは高校生・既卒生及びその家族を対象とし、10時～13時半の半日開催とした。実施形態は第2回から引き続き、基本的には事前予約なし、人数制限なしとし、約150名の来場が得られた。

(2) 大学紹介動画の制作および公開

新入生アンケートの結果から受験生の志願校選択においてオンラインオープンキャンパスのニーズが高いことが明らかとなったが、年度途中であり準備期間や予算額が限られていたことから、今年度はまずは大学ホームページ上に大学紹介動画を掲載することとした。

1月27日に学長挨拶、講義紹介、学生インタビューの動画を大学ホームページ上に公開した。

3) 高校及び受験生を対象とした大学説明会及び進学相談会

(1) 高校訪問

教員による高校訪問を計13件(12校)行った。内訳は、川崎市内2件、川崎市内を除く神奈川県内7件、その他(埼玉県、茨城県)4件であった。

訪問校：神奈川県立新城高校、神奈川県立住吉高校、神奈川県立港北高校、
横浜市立東高校、神奈川県立二俣川看護福祉高校、神奈川県立横浜栄高校、
神奈川県立横浜東高校、神奈川県立大船高校、神奈川県立藤沢西高校、
私立春日部共栄高校、私立埼玉栄高校、茨城県立水戸商業高校

(2) 高校教員説明会

高校教員を対象としたオンラインによる大学説明会を5月14日に実施した。川崎市内8校他、神奈川県内及び東京都内から58校の応募があり、参加は45校であった。

(3) 企業主催の合同説明会

企業(「株式会社メディアプラン」「ena 看護」)主催の合同説明会に、横浜会場3回、静岡会場1回、宇都宮会場1回の計5回参加した。

(4) 高校による大学見学の受け入れ

川崎市及び横浜市の高校計2校による学生及び引率教員の大学訪問を受け入れ、学内見学を含めた大学説明を行った。

来訪校：令和6年7月18日川崎市立高津高校(学生15名、教諭1名)

令和7年3月18日横浜市立桜丘高校(学生8名、教諭1名)

4) その他

大学公式 SNS において、入試情報及びオープンキャンパス情報を随時掲載した。

4. 今後の課題

- ・令和9年度以降に予定の入学者選抜方法の変更やカリキュラム改正をふまえた大学パンフレット及び大学ホームページ内容の刷新
- ・オンラインオープンキャンパスの制作および公開
- ・大学ホームページやオープンキャンパス、大学パンフレット等に活用予定の動画・画像素

材の充実（演習・実習場面や実習施設の外観を含む）

第5節 国試・就職支援委員会

1. 所掌事項

- ・看護師及び保健師の国家試験（以下「国家試験」という。）対策に関する事項
- ・学生の進路指導に関する事項
- ・就職・進学コーナーの運営に関する事項
- ・就職・進学ガイダンスの開催に関する事項
- ・その他学生の国家試験及び就職支援に関する事項

2. 開催状況

4/10、5/8、6/12、7/10、9/11、10/9、11/13、12/13、1/8、2/21、3/13 の計 11 回開催した。

3. 活動と成果

1) 進路支援

(1) 就職支援方針

① 就職支援ガイダンスの展開

・川崎市や川崎市内病院への就職率を 75%以上に引き上げるため、川崎市健康福祉局や病院局及び川崎市内病院の協力を得ながら、各学年に応じた内容で就職支援ガイダンスを実施する。

② 地域の医療機関との連携強化

・川崎市や川崎市内の病院、川崎市内就職促進ワーキング（本学以外からも委員として参加いただくワーキング）と連携を図り、学生の就職先としての選択肢を拡大していく。

(2) 就職支援ガイダンス及び情報提供の実施状況

①1 年生

- ・4 月 オリエンテーション

川崎市内病院情報提供、卒業生の市内就職率、就職活動スケジュール

②2 年生

- ・4 月 オリエンテーション

川崎市内病院情報提供、卒業生の市内就職率、就職活動スケジュール

- ・令和 7 年 1 月 16 日（木）病院局・健康福祉局による就職支援ガイダンス

健康福祉局では、地域包括ケア推進室担当課長が川崎市各区役所を紹介し、庶務課の労務人材育成担当課長補佐が教育や研修体制について説明した。

卒業生・先輩保健師からのメッセージとして、川崎区役所地域みまもり支援センター地域支援課職員、総合リハビリテーション推進センターこころの健康課主任から保健師としての職種の魅力等を話して貰った。

資料は、川崎市の魅力、川崎市の職種、川崎市が求める人物像、人材育成や人事制度や勤務条件等、働き方や仕事の進め方改革、川崎市採用試験情報である。

・病院局では、病院局総務部庶務課看護調整担当課長が病院局の概要、両病院の教育体制、福利厚生・採用選考について説明した。

また川崎病院副院長兼看護部長が川崎病院、井田病院副院長兼看護部長が井田病院の説明をした。卒業生・先輩看護師からのメッセージとして、入職2年目の川崎病院看護師1名や井田病院看護師1名から業務や勤務状況等について説明をした。

③3年生

・5月9日（木）病院選択と自己分析・病院説明会に向けた就職支援ガイダンス

自分にあった病院選択の方法を理解できるように、自己分析や病院選択方法について説明した（マイナビキャリア株式会社）。

・5月9日（木）川崎市内の病院説明会

川崎市内の病院22施設を招聘し病院説明会を行った。体育館にて病院毎のブースを設置し、各施設の説明を対面でできる時間を設けた。6月には、病院説明会に参加した17施設に訪問し、学生アンケートを含む実施結果を報告した。

・6月26日（水）川崎市病院局に勤務する卒業生と学生との座談会開催

希望者21名が参加した。2グループに分かれて、川崎病院に勤務する4名から勤務状況や病院の雰囲気などをざくばらんに対話し、川崎病院への興味が高まった。

・令和7年2月27日（木）就職活動準備に関する就職支援ガイダンス

就職準備に必要な応募書類・面接対策・小論文対策についてレクチャーした（マイナビキャリア株式会社）。また、就職活動の進め方に関して説明した。

（3）市内就職支援整備状況

・川崎市内就職促進ワーキング（R6年度は開催せず）

（4）進路（就職先・進学先）

・学部3年生が最上級生であるため進路（就職先・進学先）の決定はない。

2) 国家試験支援の状況

（1）支援体制

・1～3年生の国家試験対策委員と国試・就職支援委員会で、国試対策を検討しながら学生主体のもとすすめている。

・国試・就職支援委員会で他大学の国家試験支援状況を調査し、本学に最適な支援内容を検討した。

・2月に国家試験対策委員の学生と来年度の国家試験対策スケジュールを検討し、模擬試験や特別講座等の検討を図った。

（2）模擬試験・対策講座等の実施状況

①1年生

・国家試験対策委員の学生が看護師国家試験の概要と対策方法のスライドを作成し、説明した。

②2年生

・国家試験対策委員の学生が看護師国家試験の概要と対策方法のスライドを作成し、説明した。

・必修予想問題50問テストを10～2月の各月で5回実施し、自己採点及び復習を促し

た。

③3 年生

- ・後援会費でレビューブック及びクエスチョンバンク（必修問題）を配布した。
- ・外部講師を招き、夏季の学習方法に関する講義を実施した。
- ・必修予想問題 250 問テストを 3 月に実施した。
- ・看護師国家試験過去問（2025 年）を 3 月に実施した。

(3) 国家試験受験者・合格者（合格率）

- ・国家試験の該当学年はいない。

4. 今後の課題

1) 支援体制について：新 4 年生の就職支援・国試支援に関する学生個人への教員の支援として、担任、看護研究に配置された教員、他全教員で支援するという体制をとることで、教職員会議で周知し、学生にも周知を行った。この体制が効果的・効率的であるかということについて、4 年卒業時点で学生及び教員の意見を確認する必要がある。

2) 就職支援

(1) 新 4 年生の就職試験の受験状況は 4 月 5 月にピークが来るため、2～3 年生の就職関係の情報提供を適宜行っていくことが必要である。

(2) また、進路先を学生が報告し、教職員側も随時確認できるような体制（学生よりフォームで報告）を取り、就職先が未決定の学生の支援を行う。

(3) 市内就職率の目標値である 75%の達成状況および、学生の就職状況の要因分析を緻密に行う必要がある。

3) 国家試験支援

(1) 学生自治会委員との協力体制の構築、及びその評価を行うことが必要である。

(2) 合格に関係する要因を検討していくことが必要である。

(3) 進路指導が必要な学生が出た場合の体制を検討していくことが必要である。

第 6 節 図書・メディア委員会

1. 所掌事項

- ・図書館の運営に関する事項
- ・図書の選定に関する事項
- ・学内システム及び教務システムに関する事項
- ・大学ホームページ及びソーシャル・ネットワーキング・サービスの運用保守管理に関する事項
- ・年報の発行に関する事項
- ・その他図書館及びメディア等に関する事項

2. 開催状況

4/10、5/8、6/12、7/10、9/11、10/9、11/13、12/11、1/8、2/12、3/17、臨時 5/13

3. 活動と成果

1) LMS（Learning Management System）を活用した学生・教員のデータベース、電子図書及びジャーナル等利用の推進

図書館 Teams の運用により、図書館ホームページにアクセスしやすい環境を整えると共に、プライベートチャンネルを活用したデータベース、電子図書等へのリモートアクセスの推進、図書館だよりや臨時のお知らせ等の掲載を行った。また Teams 運用ルールを検討した。

2) 図書など資料及びデータベース等の選定・活用推進

図書等の発注に際して事前に購入予定リストを教員等に共有し、受け入れ後に新着図書案内を Teams に掲載する等の周知を行った。また、各領域・科目責任者等に購入希望調査を行い、講義で活用できる、あるいは学生に読ませたい図書、映像資料を選定した。

3 年生の講義「看護研究法概説」において文献検索データベースの利用方法を説明するなど活用促進を行った。

3) 大学ホームページ及びソーシャル・ネットワーキング・サービスの運用保守管理の検討など

大学院ホームページの開設、「NEWS」ページ掲載決定の一本化、取材記事の調整等を行った。また本学情報セキュリティポリシーに関し、情報セキュリティ対策基本方針及び基本規程について検討した。

4) 学生へのアンケートによる利用実態や課題の把握

学生を対象に図書館の利用に関するアンケート調査を行い、計 253 人から回答を得た。これにより、図書館の利用目的、充実を求める図書資料、図書館 Teams やデジタルコンテンツの利用実態を明らかにすると共に課題を整理し、今後の運営に活かすこととした。その一例として、館内利用に関するルールを緩和し、令和 7 年 4 月から館内での水分補給及び全席でのノートパソコンの利用を可能にすることとした。

5) 学内システム

第 1 章第 2 節第 10 項 ICT 推進担当を参照。

4. 今後の課題

1) 今後の図書館からの情報発信の充実

学生全員がタブレットを所持するにもかかわらず、デジタルコンテンツやデータベースの利用方法が十分に周知されているとは言えず、今後も機会をとらえて周知すると共に、令和 7 年度から導入するデジタルサイネージ等も活用し、来館しなくても情報を受け取れるよう工夫を進める必要がある。

2) 紙の資料・情報から電子への転換

実習など学外からリモートアクセスできる電子媒体資料、情報を充実させ、別キャンパス

をメインとする大学院生の学修、研究活動にも対応する必要がある。さらに映像教材の充実に加え、電子図書についても充実を図る。

また、調査研究活動への支援として、令和7年度からリンクリゾルバ（文献データベースと本学で契約しているコンテンツ等への橋渡しの役割を果たすツール）を導入し、文献入手の迅速化を目指す。

3) 館内環境の充実

学生へのアンケート結果に基づき紙媒体の資料の利用に限らない学習場所としての環境整備を進めると共に、保存資料を精査し、災害等に備えた適切な保存方法を検討する必要がある。

第7節 地域連携推進委員会

1. 所掌事項

- ・模擬患者の養成及び育成に関する事項
- ・模擬患者を用いた授業調整に関する事項
- ・青朋祭の企画及び実施に関する事項
- ・公開講座及び地域と学生の交流会の企画及び実施に関する事項
- ・その他地域との連携及び地域連携推進センターの運営に関する事項

2. 開催状況

当委員会では年度当初の予定通りに実施した。具体的には大学行事の催しや公開講座、模擬患者養成等に加えて、学生の地域貢献委員会の活動にも対応した。

1) 会議の開催

4/17、5/15、6/19、7/17、9/18、10/16、11/20、12/18、1/15、2/19、3/19の延べ11回開催した。

3. 活動と成果

1) 地域と連携した取組

新入生オリエンテーション、模擬患者の養成・育成、青朋祭、公開講座、地域と学生の交流会、コミュニティスペースかわかん、地域協定に基づく意見交換会を実施した。

2) 学生自治会地域貢献委員会の活動支援

アルツハイマーデーinかわさき、青朋祭、幸区社会福祉協議会プラザ祭り、幸区民祭、さいわい縁むす日、小倉こども文化センター共同企画、南加瀬中学校区地域教育会議ふれあいの会、小倉中町内会防災フェスタ、小倉神社で開催するふれあい朝市、きゅうり祭り、例大祭の各行事に学生自治会地域貢献委員会が参加するにあたり、活動を支援した。

3 成果

毎月委員会を開催する中で、様々な地域連携の取組について情報共有・検討を行い、委員の合意を得て活動を遂行できた。

4 今後の課題

委員会活動に関しては週末開催の行事が多いことから、できるだけ勤務時間内に実施できるように見直しをはかる。また、模擬患者養成は3年間で50名程度の修了者を輩出していることから、次年度は講義での積極的活用に重点を置いていく。尚、次年度からは学生が企画運営している地域貢献委員会については基本的に学生主導にシフトさせていく。さらに、青朋祭に関しては、学生主体の行事であることから、次年度からは学生委員会へ所掌を移管する。

第8節 FD・SD 推進委員会

1. 所掌事項

- ・教員の教育研究活動に係る能力向上に資する研修計画の立案及び実施に関する事項
- ・教職員の大学管理運営に係る資質向上に資する研修計画の立案及び実施に関する事項
- ・学生による授業評価の企画、実施及び分析に関する事項
- ・大学のIRに関する事項
- ・その他FD及びSDの推進に関する事項

2. 活動と成果

1) 会議の開催日

4/17、5/15、6/19、7/17、9/18、10/16、11/20、1/15、2/19、3/19

2) 主な議題

- ・授業評価アンケート企画・実施・回収率について
- ・ALCS学修行動比較調査の計画・依頼方法・集計結果・分析について
- ・FD・SD研修会企画・運営・評価について
- ・自己点検・評価について
- ・ホームページ作成について

3) 成果

- ・アウトカム基盤型カリキュラムと課題を明らかにするための適切な指標・データについての研修会の知見は、本学カリキュラム評価を行う上で、教員の共通理解に繋がった。
- ・開学3年目を迎え、3年生の臨地実習終了時点における学生の思考過程の強みと弱みについてシンポジウム形式で行い共有、把握した。この結果は、次年度の授業やカリキュラム改編に向けての示唆となった。
- ・フォームスを活用した授業アンケートから直筆式アンケートに変更し、その場で回収した

ことにより回答率が 80%以上と上昇した。

- ・令和 6 年度 ALCS 学修行動比較調査を実 1 年生と 3 年生に実施し、学生の行動の特徴や大学の教育環境に関する課題を明らかにすることができた。
- ・令和 6 年度に実施した FD・SD 研修の成果を、大学ホームページを通して公表した。
- ・令和 6 年度の授業評価アンケートを整理し、AAA より学生に周知した。

3. 課題

- ・紙媒体によるアンケート方式により回収率を高めることができたが、事務局のアンケートの配布・回収およびデータ整理は負担が高いため、アンケートの配布と回収は教員が行う。
- ・授業評価アンケートの公表が遅い傾向にあるため公開を早くできるよう工夫する必要がある。
- ・ALCS 学修行動比較調査結果の活用方針を明確にする必要がある。
- ・3 年生は、臨地実習中であるため ALCS 学修行動比較調査回答率が低かったため対応策が必要である。

第 9 節 研究活動推進委員会

1. 所掌事項

- ・研究費（個人研究費及び共同研究費）の配分及び研究計画の審査に関する事項
- ・外部研究費の獲得に資する研修の企画・実施に関する事項
- ・健康福祉局他本市部局との連携に関する事項
- ・外部機関との連携に関する事項
- ・健康福祉研究発表会の企画・運営に関する事項
- ・研究・研修センターの運営に関する事項
- ・その他研究活動の推進に関する事項

当委員会は、川崎市立看護大学 研究研修センター規程第 4 条に基づき組織され、研究研修センター（以下、センター）の所掌業務に関する重要事項を審議する。

2. 活動と成果

1) 会議の開催

当委員会は月 1 回の定例会議を開いており、本年度内においては下記の計 11 回開催した。

4/24、5/22、6/26、7/24、9/25、10/23、11/27、2/25、1/22、2/19、3/26

2) 主な議題

所掌に掲げている事項について、本年度は下記について検討・実施した。

- ・学内研究費（個人研究費・学長裁量研究費）交付に係るルールの見直し及び交付にあたっての研究計画審査
- ・本学教員に対する科学研究費獲得支援研修の企画・運営
- ・本学教員への外部競争的研究資金等の情報提供

- ・ 本学での公的研究費運用における課題等の整理
- ・ 外部競争的研究資金の間接経費運用に関する検討及び執行
- ・ 健康福祉研究発表会の企画・運営
- ・ 本市他部局（総合リハビリテーション推進センター等）との連携
- ・ 外部機関（川崎市看護協会）、他大学との連携
- ・ 研究・研修センター及び当委員会の年間活動計画

3) 成果

学内研究費交付に関して、本年度は個人研究費（研究配分）の申請が 34 件であり、全件交付された。学長裁量研究費については配分額が毎年一定ではないことから年度ごとに交付基準を定めるものとし、2024 年度の交付基準を策定した。今年度は 1 次募集に 5 件の申請が、後期に行った 2 次募集に 1 件の申請があり、全件採択され計 6 件に交付された。

外部研究費獲得に資する研修として、2024 年 7 月 31 日（水）15:00-16:30 に科学研究費獲得支援研修を開催した。教員 16 名が参加し、評価は概ね好評であった。科学研究費助成事業 採択結果については、2024 年度分の新規採択率は 22%（9 件応募、うち 2 件採択）、継続件数と併せ本学教員における採択件数割合は 67%である。

また、本学教員の外部競争的研究資金獲得に向けた支援として、適宜グラント情報をメール配信した。

健康福祉研究発表会の企画・運営に関しては運営目的等の再検討が必要であり、今年度は課題等について検討を進めた。

本市他部局との連携に関しては、市総合リハビリテーション推進センターとの連携の可能性について、リハビリテーション推進センター センター長及び企画・連携推進課担当者等と意見交換を行った。今年度は事務機能、研究人材育成、共同研究・研究協力、学生教育・支援者育成・地域貢献に関する連携体制について検討し、課題として枠組み、財源、人員、連携体制管理の検討を進める必要があることを共通認識した。

外部機関との連携に関しては、川崎市看護協会との共催で市内病院に勤務する 2 年目看護職員向けのイベントを企画し、2 月 8 日（土）13:00-15:30 に本学において開催した。参加者は 2 名であり、病院への周知の方法や業務として参加できるような働きかけ等、課題が見いだされた。参加者からは好評を得たが、継続にあたって内容の更なる検討が必要である。

3. 今後の課題

- ・ 学内研究費の計画的な執行の促進に加え、成果の創出促進のための支援及び成果報告方法を整備する。
- ・ 健康福祉研究発表会の企画・運営に関して、引き続き開催に向けた準備を進める。
- ・ 引き続き、キングスカيفロント、健康福祉局、他大学等と本学教員との共同研究等促進に向けたイベント等を企画・運営する。

第 10 節 研究倫理委員会

1. 所掌事項

- ・ 本学所属の研究者を対象に研究倫理審査に関する事項
- ・ 本学所属の研究者及び職員等の研究倫理教育に関する事項
- ・ 本学で実施される研究等の監査及びモニタリングに関する事項

2. 活動と成果

1) 会議の開催

4/9、7/3、9/4、12/5、2/5、3/5 延べ 6 回開催した。

2) 主な活動と成果

研究倫理委員会は、本学所属の教員が研究責任者として計画・実施する研究の倫理審査を担っている。研究倫理審査は世界医師会の「ヘルシンキ宣言」及び本邦の厚生労働省・経済産業省・文部科学省合同作成の「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」を基盤に、学内規定を作成して実施している。

今年度の研究倫理審査は全 25 件の審査を行った。このうち、令和 7 年 3 月末時点で 18 件が承認/許可、差し戻し 1 件、6 件が審査中である。本邦の生命科学・医学系指針に基づいた研究倫理審査を行っていくために、昨年度改訂した要綱や規定、基本様式の運用を開始した。同様に、研究倫理審査の透明性を高め、且つ公正・公平な審査になるように手順書の運用についても開始し、審査にあたった。さらに、厚生労働省の研究倫理審査報告システムへも当委員会を登録し、適切な運営につとめた。併せて、今年度も研究倫理講習を実施した。

さらに、次年度からの大学院開学に伴って、規定の見直しと部分改訂も行った。

3 今後の課題

次年度から大学院生も研究倫理審査へ申請書を提出してくることから、審査の効率化を図っていく必要がある。尚、今年度から導入した審査用チェックリストを基に必要記載事項の確認、対象者保護が担保されるように引き続き対応していく。

第 11 節 コンプライアンス委員会

1. 所掌事項

- ・ 公的研究費等の不正防止対策等に関する事項
- ・ 教職員等に対するコンプライアンス教育の企画及び実施に関する事項
- ・ その他研究活動に係るコンプライアンスに関する事項

2. 開催状況

4/22、10/16、11/20、2/19 全 4 回

3. 活動と成果

1) 公的研究費等の不正防止対策等に関する事項

令和7年度大学院開学に向けて、大学院生も対象に含めた規程に改定をし、令和7年4月より運用開始することになった。

今年度においては、研究不正行為の相談および通報件数は0件であった。

2) 教職員等に対するコンプライアンス教育の企画及び実施に関する事項

本学における研究倫理教育の一環として、国立行政法人科学技術振興機構（JST）が主催する研究不正行為を含む今後の対応、研究環境の改善、研究倫理教育の高度化を目的としたウェビナーを教職員に周知し、受講を促した。

開催日時：令和6年10月31日（木）13:00～16:40

3) その他研究活動に係るコンプライアンスに関する事項

特記事項なし

4. 今後の課題

1) コンプライアンス教育については、研究倫理委員会と連携しながら研修を企画・運営する（年1回）。

2) 令和7年（2025年）4月より運用が開始される公的研究費等の不正防止対策に基づき、適切に対応する。

第12節 自己点検・評価委員会

1. 所掌事項

- ・自己点検・大学評価の基本方針に関する事項
- ・自己点検・評価項目の策定及び実施に関する事項
- ・自己点検・評価報告書の作成及び公表に関する事項
- ・大学認証評価や外部評価に関する事項
- ・その他自己点検・評価及び内部質保証に関し必要な事項

2. 会議の開催

4/17、5/15、6/19、7/17、9/18、10/16、11/20、12/18、3/26 全9回

3. 活動と成果

1) 自己点検・評価報告書の作成及び公表

(1) 令和5年度版報告書の編集及び公開

年度末から4月にかけて提出された各部署の原稿について、原稿の内容、文章表現、語句

の表記を中心に委員会にて検討し、執筆担当部署との調整を行った。7月大学運営・内部質保証委員会を機に各担当に最終確認を呼びかけるとともに、委員会にて改めて全体確認を実施、8月末に完成版をPDFにて大学ホームページ上に公開した。

(2) 令和6年度版報告書作成の準備

令和5年度版報告書の振り返りの結果、記述内容の具体性や表のデザイン及び書式などに関していまだ統一性がないことが明らかとなった。このため、原稿の書式や構成などの原稿作成方法を教職員会議にて改めて説明し、内容の一貫性を図った。原稿作成の依頼と説明は1月の教職員会議で行い、3月中旬を提出期限とした。

2) 内部質保証体制の整備

6月の大学運営・内部質保証委員会において、本学の内部質保証に関する体制づくりを行う上で内部質保証委員会の事務局を自己点検・評価委員会に置くことについて提案された。自己点検・評価委員会と大学運営・内部質保証委員会の関係性から、自己点検・評価委員会を拡大した形での内部質保証に関するワーキンググループの設置について大学運営・内部質保証委員会に提案する予定である。

3) その他

当委員会委員長は外部評価機関(JUAA及びJABNE)の研修に参加、機関別認証評価・分野別認証評価に関する情報収集を行った。

4. 今後の課題

- ・ 令和6年度版報告について、本学の教育研究活動の状況(体制及び主な活動)として必要な内容を精選し、全体の一貫性を図りながら編集作業を進め、令和7年8月下旬にホームページ上に公開する。
- ・ 学内の内部質保証のための体制の整備と運営に、大学運営・内部質保証委員会と連携の上、取り組む。
- ・ JUAAによる機関別認証評価について大学運営・内部質保証委員会に提案し、令和9年度受審の場合には、令和8年度予算申請における受審料の予算化などの準備を行う。

第13節 ハラスメント防止委員会

1. 所掌事項

- ・ ハラスメントに関する相談、苦情及び申立の対応に関する事項
- ・ ハラスメント防止に関する学生及び教職員への啓発指導に関する事項
- ・ その他ハラスメントに関する事項

当委員会は、川崎市立看護大学ハラスメント防止に関する規程 第5条に基づき、ハラスメントの防止及び排除に関する対策の公正かつ適切な実施を確保するための活動を行う。

2. 活動と成果

1) 会議の開催

当委員会は不定期開催であり、議事があった際に適宜開催される。

本年度内においては下記の計 9 回会議を開催した。

<通常>

4/17、6/19、9/11、12/18、3/19

<臨時>

6/26、8/23、10/21、2/7

2) 主な議題

当委員会の所掌に掲げている事項について、本年度は下記の議題について審議・運営した。

- ・ 本学教職員におけるハラスメント防止に関する規程の見直し及び川崎市立看護大学ハラスメント防止ガイドラインの見直し
- ・ 本学教職員に対するハラスメント防止研修会の開催
- ・ 学生向けハラスメント防止研修の開催
- ・ 学生向けハラスメント防止啓発ポスター作製・掲示、啓発カード作製・学生トイレへの設置
- ・ ハラスメント被害の申し出に対する調査部会の設置ならびに調査実施

3) 成果

教職員へのハラスメント防止に係る啓発指導として、本学教職員に対するハラスメント防止研修（9月6日（金）15:00-16:30「アカデミックハラスメント防止について考える」横浜国立大学 ハラスメントカウンセラー 田村伴子氏）を開催した。33名が参加し、講義により大学におけるハラスメントについて実態等をふまえ認識を深めると共に、ワークショップではグループで事例のロールプレイやディスカッションを通し、ハラスメント発生防止について理解を深めた。参加者からの評価は好評であった。

学生向けのハラスメント防止研修については、前期オリエンテーション内で各学年毎にハラスメントの内容や相談先等について講義を行い、周知及び啓発を行った。また、学内掲示用のポスターを作成し、学内に掲示すると共に、学生用トイレの個室内に設置する名刺サイズの啓発カードを作成し設置した。

3. 今後の課題

- ・ 教職員への啓発指導について、ハラスメント防止研修の開催を継続していく。
- ・ 学生への啓発活動については、学生便覧への掲載及び学期始めのオリエンテーションでのアナウンス等を継続し、周知に努める。

第 14 節 個人情報保護管理委員会

1. 所掌事項

- ・個人情報の適正な取扱いに関する事項
- ・個人情報保護に係る体制の適正な維持管理に関する事項
- ・個人情報保護の苦情に関する事項
- ・その他個人情報の保護に関する事項

2. 活動と成果

1) 会議の開催及び議題

令和 6 年度に於いては開催せず。

2) 成果

同上

3. 今後の課題

令和 6 年度に於いては、当委員会が開催されなかった。当委員会は、個人情報保護の適正な取り扱いや維持管理に関する事項を所掌していることから、これらについて検討する必要があったものと考え、令和 7 年度においては開催することが望まれる。

第 15 節 人事評価委員会

1. 所掌事項

- ・委員会は川崎市立看護大学の学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手の人事評価基準の審議、審査及び必要な調査を行う。
- ・学長、准教授、講師、助教、助手の人事評価に係る審議、審査及び必要な調査を行う。ただし、学長にあっては、局長業績評価制度による評価結果に加えて、川崎市立看護大学教員人事評価規程による人事評価を行う。

2. 活動と成果

1) 会議の開催及び議題

11/27、1/22

2) 主な議題

- ・令和 6 年度 人事評価の実施について（スケジュール等）
- ・令和 6 年度 教員（准教授以下）の人事評価について

3) 成果

- ・人事評価に関する評価方法について確認を行った。
- ・人事評価の実施に関するスケジュールの確認を行った。
- ・人事評価の実施に関する提出物等の確認を行った。
- ・准教授以下の人事評価について、審議を行った。

3. 今後の課題

今後においても、教員に対する人事評価が滞りなく行われるように、人事評価委員会において教員に対する説明等を丁寧に行い、円滑な人事評価が実施されることが望まれる。

第 16 節 衛生委員会

1. 所掌事項

- ・教職員の労働衛生に関する事項

2. 活動と成果

1) 会議の開催

会議は、定例として 1 回／月、或いはメール審議を行った。

4/10、5/8、6/12、7/10、8/5、9/11（メール審議）、10/23、11/14（メール審議）、12/12、1/15（メール審議）、2/12、3/12（メール審議）

2) 活動と成果

- ・令和 6 年度健康福祉局新任職員研修、新任職員セルフケア研修の実施を周知した。
- ・産業医職場巡視実施した。結果、職場環境の改善を要するような指摘はなかった。
- ・令和 6 年度ストレスチェックを実施した。
- ・令和 6 年度ストレスチェックの集団分析結果について教職員会議で報告をした。
- ・衛生教育は衛生委員長不在により実施可否検討の結果中止となった。
- ・令和 7 年度局区等安全・衛生委員会研修に係る経費の助成希望について検討した。

3) 課題

令和 6 年度産業医巡視では、特に指摘はなかったため、さらによりよい職場環境を目指すとともに、必要な改善点があった場合は、検討していく。

令和 6 年度中止となった衛生教育は、来年度検討し実施していく必要がある。

第 17 節 カリキュラム委員会

1. 所掌事項

- ・カリキュラムの策定、点検及び改善に関する事項
- ・その他カリキュラムに関する事項

2. 活動と成果

1) 会議の開催

4/24、6/5、7/3、9/4、10/2、11/6、12/4、1/29、3/5

2) 主な議題と成果

(1) 主な議題

- ・委員会の方針
- ・資料について
- ・カリキュラム評価の指標と手順について
- ・学習ポートフォリオ入力データの分析
- ・コンピテンシーについて
- ・2 年次終了時ディプロマポリシーの学生評価について
- ・ディプロマポリシーのルーブリック評価の作成について
- ・今後の予定についての確認について
- ・看護学教育モデル・コア・カリキュラム（改定案）の活かし方
 - ① 本学 DP（アウトカム）と看護師の 11 の基本的資質・能力の紐付けについて
 - ② 科目・単元への活用について
- ・9 月・10 月の委員会の進め方について
- ・本学 DP とコアカリ 11 の実践能力の紐づけについて
- ・コアカリ単元レベルと本学科目内容との紐づけ実施について
- ・本学の教育課程評価に向けた教員に対するアンケート調査について
- ・コアカリ実践能力と本学の DP 紐づけ最終確定案について
- ・看護教育モデルコア・カリキュラム改訂に対する本学の単元活用状況と課題
- ・カリキュラム評価アンケート調査の結果とカリキュラム改編に向けての課題

(2) 成果

- ・新コア・カリキュラムの看護師の 11 の基本的資質・能力の紐付けを行い本学教育内容とのすり合わせを行い、本学カリキュラム内容の特徴を確認した。
- ・本学ディプロマポリシーの評価、カリキュラムに関する課題について教員に調査実施、FD による領域の教授内容の確認等実施し、現行カリキュラムの課題を明確にした。

3. 今後の課題

教養科目の検討に向けて、令和 7 年 4 月に在学生へのアンケート調査を実施する。

令和 7 年 6 月までに改編カリキュラム案を作成し、臨地実習の調整および追加・修正・削除科目を明らかにし担当教員の調整を行い、最終案を作成する。

第7章 学生生活及び学生への支援

第1節 学生支援活動

学生が充実した学生生活を営むための支援を実施することを目的としている。

第1項 学生支援体制

1. ガイダンス

前期・後期のガイダンス時に、学生生活におけるオリエンテーション（大学施設の使用方、健康管理、感染対策等）およびカウンセラーによる講話「ストレスとの付き合い方」を実施した。学生が相談したいことがあった際には、担任、健康相談室及び学生相談室にて対応できるよう説明した。

2. 相談室による支援

学校保健安全法の目的に基づき、学生が安心して安全に大学生活を送ることができるように健康面から支援した。また、学生が自分の健康状態を知り主体的に健康の保持増進に向けて実践する能力と態度を養うことを支援した。

1) 定期健康診断の実施

実施日：令和6年4月4日（水）300名のうち298名実施

- ・問診票にて学生の既往、自覚症状、アレルギー、救急搬送の有無、相談の希望の有無等の情報収集し支援できるようにした。

2) 定期健康診断後のフォローアップの方法

健康診断結果の返却し、1年生に対しては、B型肝炎と小児期感染症4疾患の抗体価とワクチン接種について説明し、計画的に接種できるよう指導した。なお、学校医が全員の健康診断結果を確認し「経過観察」、「要再検」、「要治療」、「要精密検査」の学生を二次検査対象とし、該当学生は1年生7名、2年生5名、3年生4名であった。対象学生には面談の上、二次検査受診勧奨を行い、報告があった学生は1年生7名、2年生4名、3年生3名であった。長期休暇前に受診勧奨の連絡をするが受診に繋がらない学生が少なからずいた。

3) 健康相談室の利用

保健室としての利用は、表7-1-1の通りである。

4) 健康相談室 支援体制の整備・検討

健康相談室の職員不在時の対応として、学生委員会で当番制として学生対応ができるようにした。後期から臨地実習のため担任からものサポートも受け、学生対応ができるようにした。

健康相談室での学生支援が円滑に行え、設備面も含めて検討できるように検討会を開催

し、支援体制の整備を行った。

- ・構成メンバー：健康相談室担当職員、健康相談室室長（学生委員長）、事務局長、総務学生課課長、係長、担当事務職員
- ・開催日：4/28、5/23、7/5、9/26、10/24、11/27、2/27、3/25

表 7-1-1 令和 6 年度救急処置・休養・ヘルスチェック・その他の利用件数

	擦傷・切傷・打撲・鼻出血 等	頭痛・腹痛・気持ちが悪い等	ヘルスチェック (血圧・身長・体重等)	爪切り・生理用品・マスク替え 他	合計
前期	16	38	5	16	75
後期	20	24	7	4	55

表 7-1-2 健康相談の概要（のべ件数）

	実人数	対人関係	精神	身体	心理性格	発達障害	学習修学	経済面	進路就職
前期	61	9	10	19	4	0	11	6	1
後期	40	8	17	23	6	0	16	2	8
		予防接種 B型肝炎	COVID-19	健康診断 事後指導	ハラスメント DV	家族	受診勧奨	その他	カウンセリング
	前期	16	5	23	1	3	9	7	23
	後期	5	3	3	0	5	13	15	28

3. 感染対策

新型コロナウイルスが 5 類に移行し、マスク着用は本人の判断となったが、感染者が増えてきた際は、マスク着用、手洗い・アルコール消毒の励行、換気、黙食等の呼びかけ・掲示を継続した。感染した学生の体調確認や、登校可能日等の確認については主に健康相談室がサポートした。

今年度は、前期は新型コロナウイルス感染者が多く、8 月からインフルエンザ感染者が増加した。

表 7-1-3 感染症 発生件数

	新型コロナウイルス	インフルエンザ	その他
1 年生	7	6	3
2 年生	7	7	1
3 年生	8	3	3

4. 学生からの意見の反映

1) 学生と学長との意見交換会

学生から本学の運営等に関する意見を大学運営に反映させるために 6 月 12 日（水）に開催した。意見の収集については、学生自治会が中心となり学生全体からの意見を集約し、整理したものを自治会担当教員に提出された。さらに、その意見には食堂再開への要望としてアンケート結果も出されていた。その他の意見は、Wi-Fi の環境整備、教室環境の整備、授業の改善、演習評価方法の改善、時間割の配慮、成績開示について、留学制度の導入、学生証・証明書等の発行等であった。

学生からの意見は意見交換会の前に回答準備のために関係部署・委員会へ配布し、さらに教職員会議において共有した。意見交換会当日は、学生委員会委員長が司会を担当し、学生と大学側がディスカッション出来るようにすすめた。特に、学食への要望に対して、キッチンカー導入について検討することになり、11 月下旬から 3 回、試験的にキッチンカーを手配し、学生への利用をすすめた。

年度末には、大学側の取り組みについて掲示版および Teams を活用し周知した。

2) 意見箱

ガイダンス時に意見箱について説明し、意見箱への投函を定期的に確認した。意見書の内容から学生委員長が回答部門を選定し回答を作成した。なお、意見書に記名されている場合は意見を提出した学生へ返答し、無記名の場合は、掲示版に掲示した。今年度は意見の投函は 4 件で、更衣室の環境に関するもの、マルチラーニング室使用に関するもの、時間割に関するもの等であった。

5. 合理的配慮の提供について

障がいや持病を有する学生で就学上配慮の必要がある場合、担任が面接し状況を把握した上で学生が合理的配慮の申請を行った。その申請に対して、学部長、教務委員長、学生委員長、担任、学校医等で支援内容を検討し、学生へ合理的配慮を提供した。なお、令和 6 年度の対象者は 1 名で、支援内容としては講義時の座席の配慮、Teams・メール等の電子媒体を使用せずに運用する対応であった。

第 2 項 担任

学生が充実した学生生活を送ることができるよう各学年に担任教員 7 名を配置し、うち教授・准教授を学年主任とした。担任は、前期および後期に少なくとも 1 回ずつ個別面談を実施し、学生の状況把握に務めた。なお、修学上の課題がある学生については適宜面談を実施した。さらに、学部長、教務委員長、学生委員長、実習調整委員長および学年主任により構成される学年主任会議において、学生状況について情報共有した。

なお、学年主任会議の定例会（第 4 水曜）は次の日程で開催した。

開催日：4/24、5/22、6/26、7/24、9/25、10/23、11/27、12/25、1/22、3/26

第3項 学生生活ガイダンス

学生が充実した学生生活を営めることを目的に、前期・後期のガイダンスを表 7-1-4 及び表 7-1-5 のとおり実施した。なお、担当した委員会等は、教務委員会、学生委員会、地域連携推進委員会、国試就職支援委員会、図書・メディア委員会、各学年担任及び事務局である。

表 7-1-4 前期 ガイダンス

	実施日	内容
1 年	4 月 2～5 日	教員・担任紹介、学長講話、副学長講話 時間割・履修登録・授業評価、履修関連・学則説明 学生生活オリ、情報リテラシー、図書館オリ 学生証交付、奨学金、学内ツアー 感染症対策・健康管理、メンタルヘルス カウンセラー講話 LMS・履修登録システム・タブレット・デジタル教科書の説明 サークル紹介、地域交流オリエンテーリング、 避難訓練、健康診断 実習着（採寸を含む）・物品等購入 プレイメントテスト（数学） クラス会、担任面談
2 年	4 月 2・4 日	学長講話、副学長講話、新任教員・担任紹介 履修関連・学則説明、履修登録システム、保健師課程履修選択、 学修ポートフォリオ作成 学生生活オリ、情報リテラシー 地域交流オリエンテーリング、授業評価について、 看護師国家試験および就職支援、進路ガイダンス 避難訓練、健康診断 クラス会、担任との交流
3 年	4 月 2・4 日	学長講話、副学長講話、新任教員・担任紹介 履修関連・学則説明、履修登録システム 学修ポートフォリオ作成、臨地実習 学生生活オリ、情報リテラシー 地域交流オリエンテーリング、授業評価について、 看護師国家試験および就職支援、進路ガイダンス 避難訓練、健康診断 クラス会、担任との交流

表 7-1-5 後期 ガイダンス

学年	実施日	内容
1 年	9 月 24 日	学長講話、副学長講話、学生生活、国試就職支援、成績配布、学修ポートフォリオ作成、履修登録見直し、ALCS 学修調査／授業評価結果、保健師課程履修選択、デート DV 講演、ハラスメント他
2 年	9 月 24 日	学長講話、副学長講話、学生生活について、国試就職支援について、成績配布、学修ポートフォリオ作成、履修登録見直し、ALCS 学修調査／授業評価結果、保健師課程、ハラスメント他

第2節 キャリア形成支援

国家試験・就職支援委員会及び、学生自治会との協働で下記の内容をおこなった。

1. 進路支援

1) 就職支援方針

(1) 就職支援ガイダンスの展開

川崎市や川崎市内病院への就職率を 75%以上に引き上げるため、川崎市健康福祉局や病院局及び川崎市内病院の協力を得ながら、各学年に応じた内容で就職支援ガイダンスを実施する。

(2) 地域の医療機関との連携強化

川崎市や川崎市内の病院、川崎市内就職促進ワーキング（本学以外からも委員として参加いただくワーキング）と連携を図り、学生の就職先としての選択肢を拡大していく。

2) 就職支援ガイダンス及び情報提供の実施状況

(1) 1 年生

・4 月 オリエンテーション

川崎市内病院情報提供、卒業生の市内就職率、就職活動スケジュール

(2) 2 年生

・4 月 オリエンテーション

川崎市内病院情報提供、卒業生の市内就職率、就職活動スケジュール

・令和7年1月16日（木）病院局・健康福祉局による就職支援ガイダンス

健康福祉局では、地域包括ケア推進室担当課長が川崎市各区役所を紹介し、庶務課の労務人材育成担当課長補佐が教育や研修体制について説明した。

卒業生・先輩保健師からのメッセージとして、川崎区役所地域みまもり支援センター地域支援課職員、総合リハビリテーション推進センターこころの健康課主任から保健師としての職種の魅力等を話して貰った。

資料は、川崎市の魅力、川崎市の職種、川崎市が求める人物像、人材育成や人事制度や勤務条件等、働き方や仕事の進め方改革、川崎市採用試験情報である。

病院局では、病院局総務部庶務課看護調整担当課長が病院局の概要、両病院の教育体制、福利厚生・採用選考について説明した。

また川崎病院副院長兼看護部長が川崎病院、井田病院副院長兼看護部長が井田病院の説明をした。卒業生・先輩看護師からのメッセージとして、入職2年目の川崎病院看護師1名や井田病院看護師1名から業務や勤務状況等について説明をした。

(3) 3 年生

・5月9日（木）病院選択と自己分析・病院説明会に向けた就職支援ガイダンス

自分にあった病院選択の方法を理解できるように、自己分析や病院選択方法について説明した（マイナビキャリア株式会社）。

・5月9日（木）川崎市内の病院説明会

川崎市内の病院22施設を招聘し病院説明会を行った。体育館にて病院毎のブースを設

置し、各施設の説明を対面でできる時間を設けた。6月には、病院説明会に参加した17施設に訪問し、学生アンケートを含む実施結果を報告した。

- ・6月26日（水）川崎市病院局に勤務する卒業生と学生との座談会開催
希望者21名が参加した。2グループに分かれて、川崎病院に勤務する4名から勤務状況や病院の雰囲気などをざっくばらんに対話し、川崎病院への興味が高まった。
- ・令和7年2月27日（木）就職活動準備に関する就職支援ガイダンス
就職準備に必要な応募書類・面接対策・小論文対策についてレクチャーした（マイナビキャリア株式会社）。また、就職活動の進め方に関して説明した。

3) 市内就職支援整備状況

- ・川崎市内就職促進ワーキング
R6年度は開催せず

4) 進路（就職先・進学先）

- ・学部3年生が最上級生であるため進路（就職先・進学先）の決定はない。

2. 国家試験支援の対応状況

1) 支援体制

- ・1～3年生の国家試験対策委員と国試・就職支援委員会で、国試対策を検討しながら学生主体のもとすすめている。
- ・国試・就職支援委員会で他大学の国家試験支援状況を調査し、本学に最適な支援内容を検討した。
- ・2月に国家試験対策委員の学生と来年度の国家試験対策スケジュールを検討し、模擬試験や特別講座等の検討を図った。

2) 模擬試験・対策講座等の実施状況

(1) 1年生

- ・国家試験対策委員の学生が看護師国家試験の概要と対策方法のスライドを作成し、説明した。

(2) 2年生

- ・国家試験対策委員の学生が看護師国家試験の概要と対策方法のスライドを作成し、説明した。
- ・必修予想問題50問テストを10～2月の各月で5回実施し、自己採点及び復習を促した。

(3) 3年生

- ・後援会費でレビューブック及びクエスチョンバンク（必修問題）を配布した。
- ・外部講師を招き、夏季の学習方法に関する講義を実施した。
- ・必修予想問題250問テストを3月に実施した。
- ・看護師国家試験過去問（2025年）を3月に実施した。

3) 国家試験受験者・合格者（合格率）

- ・国家試験の該当学年なし。

3. 今後の課題

1) 支援体制について

新4年生の就職支援・国試支援に関する学生個人への教員の支援として、担任、看護研究に配置された教員、他全教員で支援するという体制をとることで、教職員会議で周知し、学生にも周知を行った。この体制が効果的・効率的であるかということについて、4年卒業時点で学生及び教員の意見を確認する必要がある。

2) 就職支援

- (1) 新4年生の就職試験の受験状況は4～5月にピークが来るため、2～3年生の就職関係の情報提供を適宜行っていくことが必要である。
- (2) また、進路先を学生が報告し、教職員側も随時確認できるような体制（学生よりフォームで報告）を取り、就職先が未決定の学生の支援を行う。
- (3) 市内就職率の目標値である75%の達成状況および、学生の就職状況の要因分析を緻密に行う必要がある。

3) 国家試験支援

- (1) 学生自治会委員との協力体制の構築、及びその評価を行うことが必要である。
- (2) 合格に関係する要因を検討していくことが必要である。
- (3) 進路指導が必要な学生が出た場合の体制を検討していくことが必要である。

第3節 修学資金等

第1項 奨学金等の種類

事務局で取り扱っている主な奨学金・修学資金（以下「奨学金等」という。）は、「川崎市立看護大学奨学金」、「川崎市看護師等修学資金」、「神奈川県看護師等修学資金」、「川崎市弘済会奨学金」及び「日本学生支援機構奨学金」の5種である。

全体の約2分の1が何らかの奨学金を受給している。

1. 川崎市立看護大学奨学金

川崎市立看護大学奨学金は、次の3種の奨学金で構成されている。

1) 入学時成績優秀者奨学金（特待生制度）

学業成績が良好で性行が善良な者で、かつ入学選考において極めて優秀な成績を収めた者に支給される給付奨学金。入学料及び1・2年次に授業料相当額が支給される。

令和6年度は5名の奨学生を採用した。

2) 地域定着促進奨学金

性行が善良で、第2学年の学業成績が優良、かつ将来市内の医療施設その他の規則で定め

る施設において看護師又は保健師として勤務しようとする者に支給される貸与奨学金で、第3・4年次に無利息で貸与される。卒業から1月以内に市内の医療施設等に看護師又は保健師として3年間その勤務したときは返還免除となる。令和6年度は12名の奨学生を採用した。

3) 地域就職促進奨学金

卒業後、川崎市内の医療施設等で看護師又は保健師として勤務することを志す学生を支援する貸与奨学金。月額10,000円から50,000円まで1万円単位で選択。四半期ごとに貸与。有利子（年1%）だが、卒業した日から1月以内に市内の医療施設等に看護師又は保健師として勤務したときは無利息となる。

令和6年度の新規採用はなく、継続採用1名も、令和6年度途中で辞退したため、令和6年度末での採用者は0名である。

2. 川崎市看護師等修学資金

川崎市内の医療施設の看護師の充実を図ることを目的とした修学資金。卒業後川崎市内の医療施設に看護師として勤務しようとする学生に対し月額32,000円を四半期ごとに無利息で貸与。貸与型だが、卒業後1月以内に川崎市内の医療施設に勤務し、貸与を受けた期間に1年加えた期間看護業務に従事することにより返還免除される。

対象施設の希望者数を基に各施設の採用者数が決定される。令和6年度は5名が採用された。

3. 神奈川県看護師等修学資金

将来神奈川県内において保健師、助産師、看護師等の業務に従事する有能な人材を育成し、もって公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とした修学資金。一般は月額17,000円、特例貸付（住民税非課税又は均等割のみの世帯）は月額40,000円を四半期ごとに無利息で貸与。貸与が原則だが、卒業月の翌月から神奈川県内で常勤の看護職の業務に従事し、5年間又は3年間（200床未満の病院等）業務に従事することにより返還免除の適用あり。対象施設の希望者数を基に各施設の採用者数が決定される。令和6年度は一般貸付4名が採用された。

4. 川崎市弘済会奨学金

川崎市内の医療従事者の育成に協力するため、人物、学業ともに優秀かつ健康で経済的理由のため修学が困難な学生に給付する奨学金。卒業後、川崎市内の医療機関等で勤務し、地域医療に貢献することを条件に月額20,000円を半期ごとに支給される。

令和6年度は5名が採用された。

5. 日本学生支援機構奨学金

教育の機会均等に寄与するため、経済的理由により修学に困難がある優れた学生に対し、学資の貸与その他必要な援助を行う。給付型に採用された学生は、その区分において、本学の入学金及び授業料も併せて減額・免除される。

令和 6 年度（10 月時点）は、給付型 29 名、第 1 種（貸与・無利子）39 名、第 2 種（貸与・有利子）33 名が受給している。

第 2 項 実績

各奨学金等の実績については、次の通り。

表 7-3-1 令和 6 年度各種奨学金等貸与状況（10 月時点）

	1 学年	2 学年	3 学年
川崎市立看護大学奨学金			
入学時成績優秀者奨学金	5	5	—
地域定着促進奨学金	—	—	12
地域就職促進奨学金	0	0	0
川崎市看護師等修学資金	3	5	8
神奈川県看護師等修学資金	4	8	6
川崎市弘済会奨学金	4	7	6
述べ計 (A)	16	25	32
併用 (B)	1	2	9
計 (C=A-B)	15	23	23
学生数	102	104	94
貸与率	14.7%	22.1%	24.5%

表 7-3-2 令和 6 年度日本学生支援機構奨学金貸与状況（10 月時点）

	1 学年	2 学年	3 学年
給付	7	11	11
第一種	6	18	15
第二種	11	14	8
述べ計 (A)	24	43	34
併用 (B)	3	8	5
計 (C=A-B)	21	35	29
学生数	102	104	94
貸与率	20.6%	33.7%	30.9%

第 3 項 授業料の減免

1. 概要

川崎市立看護大学授業料等の減免等取扱要綱では、高等教育の修学支援制度の対象者、その他経済的理由により授業料を納付することが困難な者等に対して、減免することができることとしている。

また、経済的理由等により納付期限までに授業料の納付が困難な者については、半期分の授業料を最大3回に分納して納付することが可能である。

2. 経済的理由等による減免の実績（修学支援制度の対象者を除く）

令和6年度の対象者なし

3. 分納の実績

令和6年度の対象者なし

第4節 学生自治会活動

第1項 学生自治会

学生自治会とは、学生による自治的活動により運営され、学生相互の親睦を深めるとともに学生生活向上のための主張の場を共有することを目的としている。学生委員会からは、学生自治活動の支援として、各役割を明確にして計画的に活動できるよう助言およびサポートした。学生自治会の組織図は図7-4-1の通りである。

各委員会は、教員組織の関連する委員会の指導を受け活動を行った。また学生自治会の活動が学生全体に発信できる自治会 Teams を活用できるようにした。

学生と学長との意見交換会開催にあたり、学生自治会執行部が学生から意見集約ができるよう教育的に支援し、意見交換会に学生代表者が出席できるようにした。とくに食堂再開への要望を大学に伝えるため学生自治会が独自調査（全国の看護学部のある国公立大学の食堂設置状況）を実施し、意見交換会に向けて支援した。

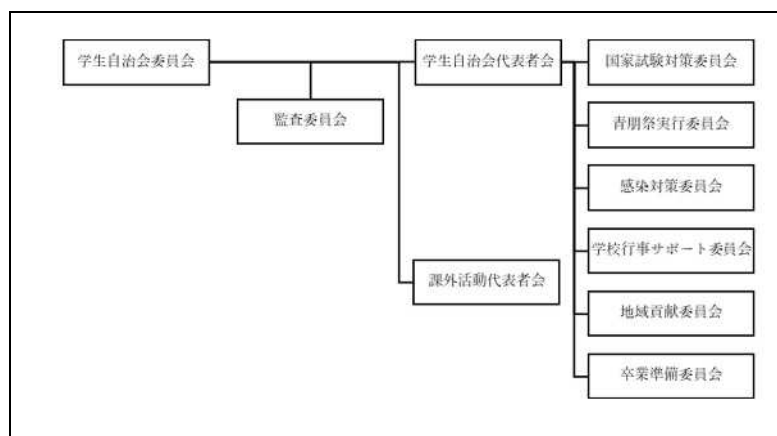


図 7-4-1 学生自治会組織図

第2項 サークル活動

各サークル代表者会議を5月に実施し、今年度は9団体（川崎メディックス、minna no ie、川崎リンクス、スポーツ、バスケ部、バレーボール、軽音、写真、バドミントン）が活動した。なお、サークル活動にあたり代表者・会計の担当者を決め、教員1～2名が顧問として活動の指導を行った。課外活動だけでなく青朋祭においても日頃の成果を参加された方々に発表することができた。また、対外試合出場をする団体や学外から取材をうける団体があり、学生たちが活発に課外活動できるようになった。年度途中でサークル設立の要望があった際は、学生委員会が助言して次年度のサークル紹介に参入できるよう支援した。

各サークルが活発に活動し、それに伴う事務処理が円滑にすすめられるようサークルの Teams を活用している。

新学期ガイダンス時に新入生に対しサークル紹介がなされたが、時間管理に課題が残った。次年度に向けて限られた時間内で円滑にサークル紹介の運営ができるよう学生委員会から支援し、学生らが主体的に行動できるようにした。

第5節 関係団体の活動

第1項 後援会

1. 概要

川崎市立看護大学後援会（以下「後援会」という。）は、川崎市立看護大学の学生に係る教育及び研究事業その他の後援を行うことを目的として令和4年4月1日に設立された。

後援会は、在学生の保証人及び後援会の目的に賛同する者をもって組織され、総会及び総会にて会員から選出された理事及び監事により構成される理事会からなる。

理事会は、会則に基づき、理事から選ばれる会長及び副会長と理事により行われている。

事務局は看護大学事務局総務学生課に置き、庶務及び会計の事務を行っている。

主な業務は次の通りである。

- 1) 総会、理事会の開催
- 2) 学園祭及び学生の課外活動に対する補助
- 3) 国家試験対策（模擬試験、講習）等の補助
- 4) 入学式及び卒業式における記念品（集合写真等）の贈呈 等

2. 主な活動及び今後の課題

1) 主な活動

- (1) 総会（1回）、理事会（2回）の開催
- (2) 学園祭（青朋祭）への補助
- (3) 課外活動団体（サークル）への補助
- (4) 国家試験対策への補助
- (5) 入学式記念写真の贈呈

3. 今後の課題

後援会は発足3年目である。青朋祭（学園祭）への補助や課外活動団体への補助等は行ったものの、後援会としての活動が本格化するのはいずれからである。また、役員の多くは仕事を持ちながら役員を引き受けていただいていることから、役員の負担軽減も課題である。この点、今年度は引き続き総会、理事会ともに書面開催とするなど負担軽減に努めた。今後は引き続き書面開催を原則とし、仕事も持っている方も無理なく参加できる体制を維持しながら、オンライン会議の仕組みを導入するなどして活発な意見交換の場を設置していく必要がある。

併せて、事務局の体制も充実しているとはいいいがたいため、体制強化が望まれる。

表 7-5-1 開催日と主な議題

項目	開催時期	主な議題
総会	令和 6 年 8 月	・ 令和 6 年度後援会役員 ・ 令和 5 年度事業報告及び決算報告 ・ 令和 6 年度事業計画及び予算案
第 1 回理事会	令和 6 年 7 月	・ 令和 5 年度事業報告及び決算報告 ・ 令和 6 年度事業計画（案）及び予算（案） ・ 監事の選任
第 2 回理事会	令和 6 年 9 月	・ 課外活動団体（サークル）への補助

第 6 節 学生生活アンケート

1. ALCS 学修行動比較調査

調査の概要

目的：学修に関する経験や要望、学修環境への満足度、学修による変容の自覚などアンケートを実施し、回答結果の分析や、全国の参加大学の回答との比較を通じて、本学の教育内容や教育環境の充実・向上のために活用していくこと。

本学においては、1 年次および 3 年次に実施する。

実施主体：教学比較 IR コモンズ

参加大学数：13 大学（令和 5 年度は 18 大学）

実施期間：1 年生 令和 6 年 12 月 20 日～令和 7 年 1 月 17 日

3 年生 令和 6 年 10 月 14 日～令和 7 年 1 月 17 日

実施方法：教学比較 IR コモンズが用意した専用アンケート WEB ページにより実施

対象者：①令和 6 年度 1 年次生 102 名

②令和 6 年度 3 年次生 94 名

回収数：①94 件 有効回収数 94 件／94 件

②73 件 有効回収数 73 件／73 件

2. 授業評価アンケートの実施結果

令和 6 年度の授業評価アンケートは従来の AAA での WEB 回答方式から、授業最終回におけるアンケート用紙を用いた回答方法に切り替えた結果、回答率が令和 5 年度の 50%未満から下表のとおり 80%以上に大幅に向上させることができた。なお、前期分の各科目のアンケート結果は AAA に掲載し、学生・教職員に周知済みであり、後期分についても準備が整いしだい掲載し、周知予定である。

表 7-6-1 授業評価アンケート回収率

令和 6 年度	実施科目数		回収率
	必修	選択	
前期	39	9	87.6%
後期	38	11	81.6%

第8章 施設の管理運営

第1節 施設の状況

1. 施設の概要

1) 規模

敷地面積 12,375.82 m²

建築面積 3,750.93 m²

延床面積 9,418.48 m²

2) 構造

鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、地下1階地上3階建（高さ14.9m）

3) 施設

管理諸室（学長室、事務室及び会議室等）、講堂、講義室、実習室及び体育館等を配置している（「表8-1-1 主な施設」に示す）。

表8-1-1 主な施設

階	主な施設・設備等
地下1階 2,456.64 m ²	図書館 学生用ラウンジ（飲食スペース）...93席 実習室...1室 準備室 会議室 学生相談室 共同研究室 課外活動室 自治会室 女子更衣室...400人分 男子更衣室...32人分 電気室 機械室 発電機室 空調機械室 他
1階 3,501.05 m ²	小講義室...5室 就職・進学コーナー 学生用ラウンジ...30席 健康相談室...ベッド1台、簡易ベッド1台 実習室...2室 体育館・舞台等 講堂...304席 共同研究室 管理諸室（事務室 学長室 応接室 大会議室 小会議室 講師控室 印刷室 更衣休憩室(2室)） 警備員室 倉庫 空調機械室 他
2階 2,517.47 m ²	大講義室...2室 実習室 準備室 演習室...5室 合同演習室 情報処理室...パソコン50台 マルチラーニング室 研究室...18室 面接室...3室 共同研究室...2室 空調機械室 サーバー室 他
3階 929.08 m ²	実習室...2室 準備室 汚物処理室 洗濯室 空調機械室 他
別棟 14.24 m ²	屋外トイレ
計 9,418.48 m ²	他 エレベーター1基 グラウンド...5,484 m ² 公用車庫

2. 図書館

1) 概要

図書館では、在学生及び教職員の学習・研究に資するため、図書、雑誌、視聴覚資料、電子資料等の学術情報の収集、保存、提供を行っている。

(1) 図書館施設・設備（表 8-1-2）

閲覧席がある開架スペースと、閉架書庫に図書・雑誌・新聞・視聴覚資料を配架している。書庫は資料管理のため立ち入りは職員のみとし、利用者の求めに応じて資料を出納している。

閲覧席は、6人掛けテーブル席（60人）のほか、窓際にカウンター席を設置し、また雑誌や新聞等をくつろいで閲覧するためのブラウジングコーナーとしてソファを設置している。

表 8-1-2 館内面積及び設備

図書館床面積	433m ²
収容蔵書冊数	約 4 万 7 千冊（収納可能蔵書冊数 約 5 万冊）
閲覧席数	93 席（内訳 閲覧席数 80 席、ブラウジングコーナー 8 席、検索コーナー 3 席、AV ブース 2 席）
図書館設備	図書館システム、AV ブース、集密書架、ブックディテクションシステム

(2) 図書館資料

a, 図書（表 8-1-3、表 8-1-4）

図書は看護学の新刊を中心に、シラバスの内容に即したものの、各科目等で必要と思われるもの、教員の教育・研究活動に資するもの、学生の教養や大学生活に資するものを図書館司書が選定し、教員に確認のうえ購入している。また、教員による推薦・購入希望図書の調査も行い、特に利用が見込まれると教員から申し出があった図書は複本も整備している。

また、国家試験や就職活動に対応する図書のコーナーを設けるなど、学生の資料要求に応えられるよう取り組んでいる。

表 8-1-3 図書館蔵書冊数

年度	和書（冊）	洋書（冊）	合計（冊）
令和 6 年度	45,299	1,980	47,279

表 8-1-4 分野別蔵書冊数（令和 7 年 3 月末日現在）

分類記号	区分	和書 （冊）	洋書 （冊）	合計 （冊）
0	総記	1,227	63	1,290
1	哲学	2,680	69	2,749
2	歴史	1,405	35	1,440
3	社会科学	7,643	274	7,917
4	自然科学	24,103	1,395	25,498
490～499 （除く 492.9）	（再掲）医学	12,782	661	13,443
492.9	（再掲）看護学	9,343	680	10,023
5	技術	1,148	30	1,178
6	産業	267	3	270
7	芸術	1,694	60	1,754
8	言語	1,058	49	1,107
9	文学	4,074	2	4,076
合計		45,299	1,980	47,279

b, 雑誌

最新の研究成果や分野における動向を知るために学術雑誌は欠かせない資料である。しかし、電子ジャーナル導入により収載誌の冊子体購入を取りやめたほか、休刊もあり、冊子体の購読数は少なくなっている（「表 8-1-5 受入雑誌タイトル数」に示す）。

表 8-1-5 受入雑誌タイトル数

年度	和雑誌（種類）		洋雑誌（種類）		合計
	購入	寄贈	購入	寄贈	
令和 6 年度	31	24	0	0	55

※タイトル数には紀要を含む

令和 6 年度契約電子ジャーナル

和雑誌：メディカルオンライン、MedicalFinder

洋雑誌：ProQuest Nursing and Allied Health Premium

c, 新聞

令和 6 年度の購読新聞は、朝日、読売、神奈川の 3 紙である。過去 3 か月分を保存している。

d, 視聴覚資料

視聴覚資料は、看護技術等に関する DVD を中心に収集している。

また、看護技術等を学ぶ動画配信サービスとして「ナースিং・スキル」「ビジュアルクラウド」を導入している（「表 8-1-6 視聴覚資料」に示す）。

表 8-1-6 視聴覚資料

年度	DVD	VHS	CD-ROM	合計
令和 6 年度	857	127	75	1,059

e, 文献検索データベース

文献検索のデータベースは「医中誌 Web」「CINAHL」「APA PsycINFO」を契約している。これらのデータベースは、学内ネットワークからの利用に加え、ID/PW 認証により学外からのリモートアクセスを可能としている。

2) 利用実績

(1) 年間貸出冊数及び利用者別貸出冊数

令和 6 年度の年間貸出冊数および及び相互貸出業務の実績数を、以下（表 8-1-7 「開館日数及び貸出冊数、複写サービス、相互貸借業務数」）に示す。

表 8-1-7 開館日数及び貸出冊数、複写サービス、相互貸借業務数

開館日数 (日)	年間貸出冊数			1 日平均 貸出冊数	複写サービ ス (枚)	相互貸借業務 (件)			
	学生	教職員	全体			資料貸借		文献複写	
						受付	依頼	受付	依頼
231	424	428	852	4	1,996	2	8	26	95

(2) 外部開放

学外者の利用は、事前連絡と所定の手続き（公共図書館長或いは所属団体による紹介状の持参と身分証明書の提示）により閲覧を認めている（「表 8-1-8 学外者の利用実績」に示す）。

表 8-1-8 学外者の利用実績

学外者入館証 交付数（件）	学外利用者数（人）	
	卒業生（人）	卒業生以外（人）
5	2	18（13）

注：卒業生は川崎市立看護短期大学の卒業生を含む。卒業生以外の（13）は看護研究研修の人数で内数。

3) 成果及び課題

令和 5 年 8 月にリプレイスを行った図書館システム及び機器は問題なく稼働している。

所蔵資料については、教員による推薦・購入希望図書の調査により、専門的な視点による多くの資料を収集した。今後も調査方法や時期を見直しながら、学修、研究に資する資料の充実を図る。

一方で、学生 1 人 1 台タブレット端末を所有し、電子教科書を使用する体制の下、紙の資料から電子媒体による情報への移行が求められている。文献検索データベース、映像教材の動画配信サービス、電子ジャーナル、電子図書等の電子媒体資料については、新入生ガイダンス・オリエンテーションでも説明するなど、積極的な利用を呼び掛けているが、アクセス方法や利用方法の周知にさらなる工夫が必要である。今後は、データベース等の充実を図ると共に、年度内に立ち上げた図書館 Teams の活用その他の方法により、学生や教員に向けて利用方法や利用可能コンテンツ一覧等の積極的なアナウンスが必要である。

第2節 財産の概況

1. 概要

1) 予算、決算

本学の予算編成は川崎市の予算編成に組み込まれ、市の予算編成方針に基づき予算要求を行っている。よって、大学独自に財政計画を策定できる状況にはない。また、川崎市の厳しい財政環境が続く中、本学の裁量の余地が小さいとはいえメリハリのある予算編成に努めている。

2) 外部資金の獲得

本学予算の充実を図るため、外部競争資金の獲得を図っている。

2. 実績

1) 予算、決算の状況（令和5年度）

歳入は、授業料や入学料といった大学の特定財源が約2.7割、市の一般財源が7.3割となっており、看護の教育研究活動を遂行するための安定的な財政基盤を確立している（「表8-2-1 歳入」に示す）。

歳出は、教職員及び兼任講師、会計年度任用職員等の人件費が7割、教育研究費及び学生経費並びに管理経費である物件費が3割となっている（「表8-2-2 歳出」に示す）。

表8-2-1 歳入

歳入科目等		予算額（円）	決算額（円）	構成比
特定財源	授業料	120,106,000	122,045,500	19.5%
	入学選考料	9,960,000	5,644,000	0.9%
	入学料	23,218,000	26,837,000	4.3%
	財産収入	687,000	781,001	0.1%
	証明手数料	51,000	51,000	0.0%
	諸収入	10,992,000	10,283,787	1.6%
	計	165,014,000	165,642,288	26.5%
一般財源		505,656,000	460,277,462	73.5%
合計		670,670,000	625,919,750	100.0%

表 8-2-2 歳出

歳出科目等	予算額（円）	決算額（円）	構成比
報酬	38,066,000	29,463,542	4.7%
給料	256,631,000	256,982,241	41.1%
職員手当等	73,837,000	79,514,934	12.7%
共済費	70,929,000	65,639,636	10.5%
報償費	6,477,000	3,762,594	0.6%
旅費	2,141,000	1,365,686	0.2%
需用費	43,757,000	36,274,157	5.8%
役務費	6,175,000	5,944,101	0.9%
委託料	81,225,000	72,304,450	11.6%
使用料及び賃借料	51,191,000	48,671,953	7.8%
備品購入費	4,219,000	3,631,980	0.6%
負担金補助及び交付金	26,230,000	21,576,476	3.4%
貸付金	8,664,000	600,000	0.1%
償還金等	1,128,000	188,000	0.0%
合計	670,670,000	625,919,750	100.0%

第9章 総括

川崎市立看護大学 令和6年度 自己点検・評価報告書にあたって

まず冒頭に、日頃より教育・研究および大学運営に尽力いただいている教職員の諸氏に、深く感謝の意を表したい。以下、今後の大学づくりに関し、四点について所感を述べる。

1 大学経営の在り方について

現在、公立大学の多くは「公立大学法人」へ移行している。全国に101ある公立大学のうち、直営で運営されているのは、川崎市立看護大学を含めてわずか5校である。法人化は、大学の運営における自主性や機動性の向上を目的とし、2004年に制度化された。その背景には、直営大学においては人事制度や予算運用に柔軟性が乏しいことへの問題意識があった。

しかし、法人化しても大学の財政基盤は厳しく、授業料や自治体・国からの補助金に依存している。授業料を抑えているため、人件費等の多くを自治体の支援に頼る構造は法人化後も変わらない。加えて、電気料金や物価の高騰が大学経営を圧迫しており、法人大学では空調の使用制限や研究費へのしわ寄せを伴う節電対応を迫られている。

また、多くの法人大学では任期付き教員制度（3～5年）を導入しており、人事の柔軟性と教育・研究の活性化を図っているが、教員の身分保障や教育環境の安定性といった点では課題も残る。実際、法人化に立ち会った教員からは法人化を評価する声もあるが、事実上の「リストラに等しい」との意見も聞かれる。

川崎市については、現時点で法人化の議論は市議会において提起されていない。その背景には、川崎市の財政力指数が政令指定都市の中でも最上位に位置しているという事実がある。最近、地方の直営大学学長から「議会から法人化を求められている」と相談を受けたが、その理由として人口・学生減少と財政難が挙げられていた。これに対し、川崎市では現状そうした動きは見られないと回答した。

2 看護系大学の増加と課題

2000年以降、看護師需要の高まりを背景に、私立大学を中心に看護学部の新設が相次いでいる。2025年6月時点では、看護教育を行う4年制大学は306校、そのうち211校が私立大学である。

この結果、大学の「乱立」とも言える状況が生じており、教育・研究の質の担保が難しくなっている大学も増えている。教員の確保が間に合わず、臨地実習や卒業研究の指導体制に支障をきたしているケースも見受けられる。特に地方では定員割れが進み、また4大への進学希望が増えている中で、看護専門学校の廃止も目立つようになっている。

こうした状況の中で、各大学は生き残りをかけた取り組みを始めている。看護教員の質の向上は最重要課題であり、大学院（修士・博士課程）の充実による高度人材の育成が求められている。加えて、以下のような取り組みが必要であると思われる。これは公立大学協会の研修会なども幾度か指摘されている。

- 1) 教員研修制度の整備（教育方法、ICT 活用、臨床指導力の強化）
- 2) 若手教員に対するメンター制度の導入
- 3) 学生評価・同僚評価・自己評価を組み合わせた教育評価制度とそのフィードバック
- 4) 研究費・研究時間の確保、学会・共同研究への参加促進
- 5) 教員の過重労働を回避し、教育・研究・事務のバランスを取る労働環境の整備（有給休暇取得の推進）

3 生成系 AI の導入と対応

近年、生成系 AI（例：ChatGPT）の普及が急速に進んでおり、大学教育の現場にも影響を及ぼしている。AI は、学習支援ツールとして以下のような効果がある。

- 1) 授業理解の補助や個別指導の代替
- 2) レポート作成、語学学習、プレゼン構成の支援
- 3) 学習効率や創造性の向上

一方、以下のような課題も存在する。

- 1) AI による誤情報や情報源不明な内容への依存
- 2) 思考力・文章力の低下
- 3) レポート等における剽窃の問題（学問的誠実性の侵害）

このような課題に対処するため、大学としては AI の適切な利用に関するガイドラインの整備が今後不可欠である。

4 本学の展望と地域との連携

川崎市立看護大学は、2022 年 4 月に全国でも数少ない「直営の公立大学」として開学した。2025 年 4 月には、修士課程・博士課程を有する看護学研究科（大学院）を新設し、多くの志願者を得た。

今後は、川崎市ならではの強みを生かし、「地域包括ケアシステム」を軸とした人材育成を進め、地域との連携をさらに強化していく必要がある。入学者のうち川崎市民は約 15% と少ないが、現在、市内医療機関への就職を希望する学生は約 60% にのぼる。目標とする地域定着率 75% には届いていないが、一定の成果が見られる。

最後に 2025 年度は 4 年制大学として初めての卒業生を送り出す節目の年である。卒業生が医療機関から高い評価を受け、地域医療に貢献できることを願っている。今後も教職員が一体となり、より良い大学づくりを進めてまいりたい。